

平成 24 年度 上田市林業振興協議会 会議次第

日時 平成 25 年 3 月 26 日（火）
午後 2 時から

場所 上田市森林センター2 階会議室

1 開会

2 あいさつ

3 協議事項

(1) 上田市森林整備計画の変更について

(2) 平成 25 年度上田市森林整備計画の変更予定について

(3) その他

4 報告事項

(1) 森林整備課事業状況について

(2) 平成 2 5 年度当初予算（案）における森林整備関係の主な施策

(3) その他

・森林づくり県民税について

・森林所有者届出制度について

5 閉会

上田市林業振興協議会 委員名簿 (H25.3現在)

(順不同 敬称略)

役 職	ふりがな 氏 名	住 所	備 考
副会長	おおくぼ まもる 大久保 守	上田市芳田	森林組合の代表者 (信州上小森林組合)
	つちや ひろし 土屋 博資	上田市上室賀	山林所有者の代表者 (上室賀財産区)
	くぼ た たつお 久保田 龍雄	上田市下室賀	山林所有者の代表者 (下室賀財産区)
	みやざわ いさお 宮澤 功	上田市浦野	山林所有者の代表者 (浦里財産区)
	こうさか ゆきまさ 上坂 幸正	上田市東内	山林所有者の代表者 (東内財産区)
	たきざわ ひろかず 滝澤 博和	上田市平井	山林所有者の代表者 (平井財産区)
	ながい つねお 永井 恒雄	上田市西内	山林所有者の代表者 (西内財産区)
	よしざわ たかお 芳澤 孝夫	上田市真田町本原	山林所有者の代表者 (上田市東御市真田共有財産組合)
	いいだ ひでのり 飯田 秀範	上田市下武石	山林所有者の代表者 (武石財産区)
	おおくぼ むつお 大久保 陸男	上田市大屋	木材利用者 (上小木材協同組合)
	なかざわ ようじ 中澤 洋治	上田市芳田	前上田市林業委員
会長	せき さだのり 関 貞徳	上田市真田町傍陽	学識経験者等
	かがみ きよ 加々美 貴代	上田市菅平高原	木育推進活動・真田地域
	かない あやか 金井 彩香	上田市古安曾	林業従事者
	さかい ひろこ 酒井 ひろこ	上田市秋和	市依頼(上田地域)
	おおひら きよこ 大平 喜代子	上田市上田原	市依頼(上田地域)
	なかそね けいこ 中曽根 敬子	上田市古里	市依頼(上田地域)
	うちだ ひろこ 内田 弘子	上田市腰越	市依頼(丸子地域)
	かきしま ゆうこ 柿蔭 祐子	上田市上武石	市依頼(武石地域)
	きたむら よしふみ 北村 佳文	上田市吉田	公募

任期 平成24年1月17日から平成26年1月16日まで

アドバイザー	長野県上小地方事務所林務課	森林保護専門員	神原 博明
		主 任	田淵 千春

上田市森林整備計画変更（案）の概要

1 主な変更点

(2) 作業路網の整備及び維持運営に関する事項 (P36)

ア 基幹路網(林道・林業専用道)に関する事項

基幹路網の整備計画

【表 2 - 1】林道、林業専用道の開設・拡張計画

道整備交付金事業の実施に伴い、前半 5 ヶ年の計画箇所に計画を計上する。

路線名：硯沢線

場所：上田市小泉

事業内容：舗装(アスファルト舗装工)

事業期間：平成 25 年度～平成 27 年度

路線名：所沢線

場所：上田市東内

事業内容：改良(コンクリート吹付工、落石防護網工)

事業期間：平成 25 年度

変 更 案	現 行
<p style="text-align: center;">上田市森林整備計画</p> <p style="text-align: center;">平成25年4月1日変更(案)</p> <p>計画期間 { 自 平成21年 4月 1日 至 平成31年 3月31日 }</p> <p style="text-align: center;">長野県 上田市</p>	<p style="text-align: center;">上田市森林整備計画</p> <p>計画期間 { 自 平成21年 4月 1日 至 平成31年 3月31日 }</p> <p style="text-align: center;">長野県 上田市</p>

変更案

(2) 作業路網の整備及び維持運営に関する事項

ア 基幹路網(林道・林業専用道)に関する事項

基幹路網の作設にかかる留意点

林道規程及び長野県林業専用道作設指針に則り開設すること

基幹路網の整備計画

林道、林業専用道の開設・拡張に関する計画については、「表2-1」のとおりとする。

【表2-1】 林道、林業専用道の開設・拡張計画

開設/拡張	種類	区分	路線名	延長及び 箇所数 (m)	利用区域 面積 (ha)	前半5カ年 の計画箇所 及び延長	備考
拡張(舗装)	自動車道	林道	碓氷線	3,173	198		
拡張(改良)	自動車道	林道	所沢線	180	79		
拡張計				3,353	277		
開設	自動車道	林業専用道	西前山線(仮)	400			
開設	自動車道	林業専用道	氷沢線(仮)	500			
開設	自動車道	林業専用道	平井寺線(仮)	800			
開設	自動車道	林業専用道	別所線(仮)	1,000			
開設	自動車道	林業専用道	御岳堂線(仮)	1,500			
開設	自動車道	林業専用道	真田線(仮)	600			
開設	自動車道	林業専用道	武石線(仮)	600			
開設計				5,400			

注1 開設拡張別に口座を設けて記載し、延長及び箇所数を集計するとともに、開設については総数を記載する。

注2 拡張にあたっては、舗装又は改良の内容を()を付して併記する。

注3 区分欄には林業専用道の開設等の場合その旨記載する。

注4 支線及び分線については、同一欄にまとめて記載できるものとし、その場合、路線名には主たる支線名等他「支線他」と記載するとともに、備考欄には支線名及び分線名を記載することとする。

注5 利用区域の面積は、当該開設路線の利用対象となる地域の数量である。

注6 路線の起点と終点を記載する必要がある場合は、備考欄に記載する。

現行

(2) 作業路網の整備及び維持運営に関する事項

ア 基幹路網(林道・林業専用道)に関する事項

基幹路網の作設にかかる留意点

林道規程及び長野県林業専用道作設指針に則り開設すること

基幹路網の整備計画

林道、林業専用道の開設・拡張に関する計画については、「表2-1」のとおりとする。

【表2-1】 林道、林業専用道の開設・拡張計画

開設/拡張	種類	区分	路線名	延長及び 箇所数 (m)	利用区域 面積 (ha)	前半5カ年 の計画箇所 及び延長	備考
拡張(舗装)	自動車道	林道	碓氷線	3,300	198		
拡張(改良)	自動車道	林道	所沢線	450	152		
拡張計				3,750			
開設	自動車道	林業専用道	西前山線(仮)	400			
開設	自動車道	林業専用道	氷沢線(仮)	500			
開設	自動車道	林業専用道	平井寺線(仮)	800			
開設	自動車道	林業専用道	別所線(仮)	1,000			
開設	自動車道	林業専用道	御岳堂線(仮)	1,500			
開設	自動車道	林業専用道	真田線(仮)	600			
開設	自動車道	林業専用道	武石線(仮)	600			
開設計				5,400			

注1 開設拡張別に口座を設けて記載し、延長及び箇所数を集計するとともに、開設については総数を記載する。

注2 拡張にあたっては、舗装又は改良の内容を()を付して併記する。

注3 区分欄には林業専用道の開設等の場合その旨記載する。

注4 支線及び分線については、同一欄にまとめて記載できるものとし、その場合、路線名には主たる支線名等他「支線他」と記載するとともに、備考欄には支線名及び分線名を記載することとする。

注5 利用区域の面積は、当該開設路線の利用対象となる地域の数量である。

注6 路線の起点と終点を記載する必要がある場合は、備考欄に記載する。

森林計画制度の体系



上田市森林整備計画

長野県

上田市

上田市森林整備計画

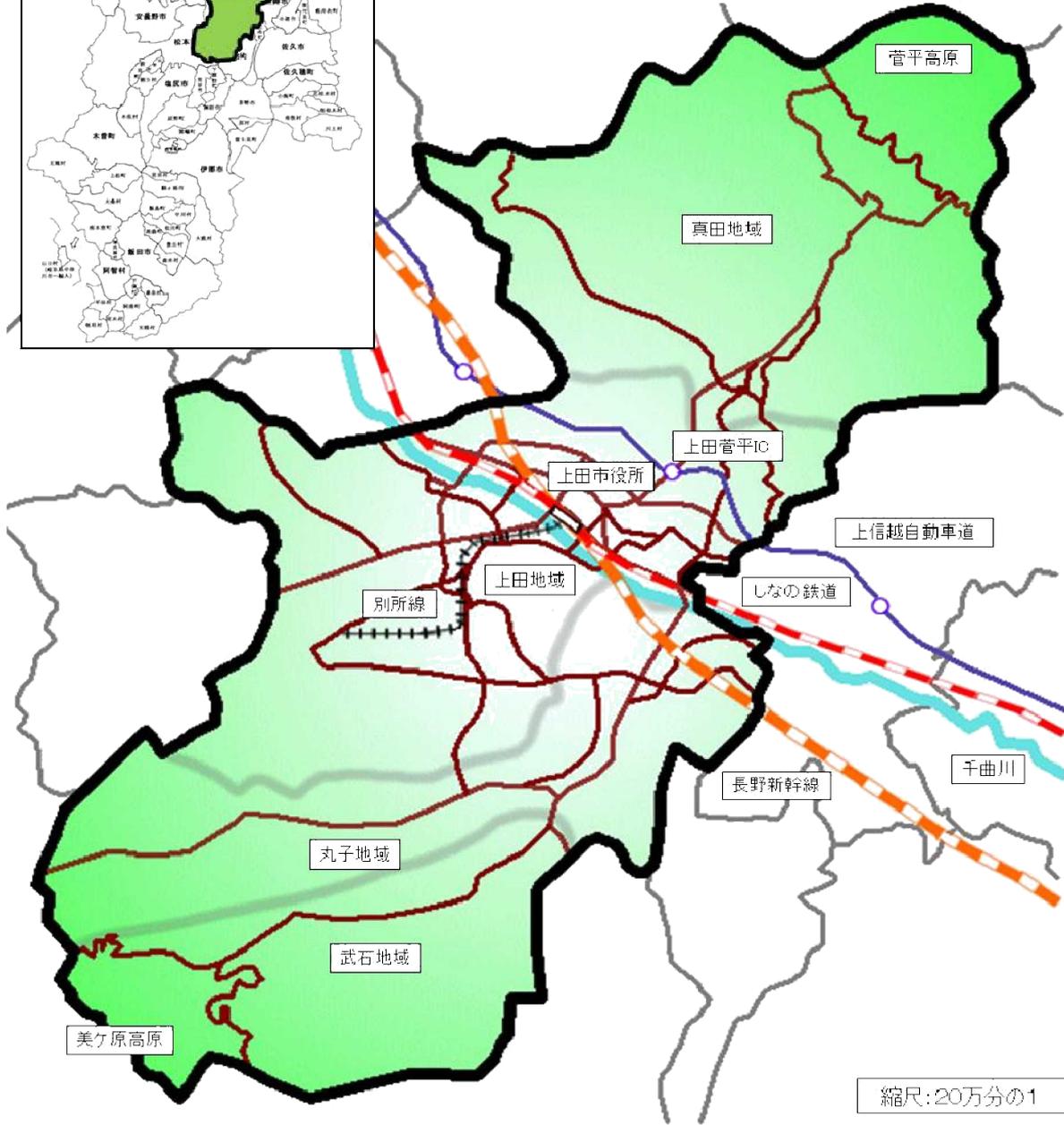
平成25年4月1日変更(案)

計画期間

自 平成21年 4月 1日

至 平成31年 3月31日

長野県
上田市



縮尺:20万分の1

目 次

伐採、造林、保育その他森林の整備に関する基本的な事項	
1	森林整備の現状と課題 - - - - - 1
2	森林整備の基本方針 - - - - - 3
3	森林施業の合理化に関する基本方向 - - - - - 7
4	広く国民に開かれた森林の整備及び利用の推進方策 - - - - - 8
5	森林の多面的機能の発揮を図る観点からの地域の活性化等に関する基本方向 - 8
森林整備の方法に関する事項	
第1 森林の立木の伐採に関する事項（間伐に関する事項を除く）	
1	立木の伐採（主伐）の標準的な方法 - - - - - 9
2	樹種別の立木の標準伐期齢 - - - - - 9
3	その他必要な事項 - - - - - 10
第2 造林に関する事項	
1	人工林に関する事項 - - - - - 11
2	天然林に関する事項 - - - - - 12
3	植栽によらなければ適確な更新が困難な森林の所在 - - - - - 14
4	森林法第10条の9第4項の伐採の中止又は造林の命令の基準 - - - - - 14
5	その他必要な事項 - - - - - 15
第3 間伐を実施すべき標準的な林齢、間伐及び保育の標準的な方法その他間伐及び保育の基準	
1	間伐を実施すべき標準的な林齢及び間伐の標準的な方法 - - - - - 16
2	保育の作業種別の標準的な方法 - - - - - 18
3	その他間伐及び保育の基準 - - - - - 19
4	その他必要な事項 - - - - - 19
第4 公益的機能別施業森林の整備等の森林の整備に関する事項	
1	公益的機能別施業森林の区域 - - - - - 20
2	木材等生産機能の維持増進を図る森林の区域及び当該区域における森林施業の方法 - - - - - 21
3	その他必要な事項 - - - - - 21
第5 作業路網その他森林の整備のための必要な施設の整備に関する事項	
1	作業路の整備に関する事項 - - - - - 34
2	その他必要な事項 - - - - - 37
第6 委託を受けて行う森林の施業又は経営の実施の促進に関する事項	
1	森林の経営の受委託等による森林の経営規模の拡大に関する事項 - - - - - 38
2	森林の施業又は経営の受委託等による規模拡大を促進するための方策 - - - - - 38
3	森林の施業又は経営の受託等を実施する上で留意すべき事項 - - - - - 38
4	その他必要な事項 - - - - - 38

第7	森林施業の共同化の促進に関する事項	
1	森林施業の共同化の促進方向 - - - - -	39
2	施業実施協定の締結その他森林施業の共同化の促進方策 - - - - -	39
3	共同して森林施業を実施する上で留意すべき事項 - - - - -	41
第8	その他森林整備の方法に関し必要な事項	
1	林業に従事する者の養成及び確保に関する事項 - - - - -	42
2	森林施業の合理化を図るために必要な機械の導入の促進に関する事項 - - - - -	44
3	林産物の利用の促進のために必要な施設の整備に関する事項 - - - - -	45
	森林病虫害の駆除又は予防その他森林の保護に関する事項	
1	森林病虫害の駆除又は予防の方法等 - - - - -	46
2	鳥獣による森林被害対策の方法 - - - - -	46
3	林野火災の予防の方法 - - - - -	46
4	森林病虫害の駆除等のため火入れを実施する場合の留意事項 - - - - -	46
	森林の保健機能の増進に関する事項	
1	保健機能森林の区域 - - - - -	47
2	保健機能森林の区域内における造林、保育、伐採その他の施業の方法 - - - - -	48
3	保健機能森林の区域内における森林保健施設の整備 - - - - -	48
4	その他必要な事項 - - - - -	48
	その他森林の整備のために必要な事項	
1	森林経営計画の作成に関する事項 - - - - -	49
2	生活環境の整備に関する事項 - - - - -	49
3	森林の総合利用の推進に関する事項 - - - - -	50
4	森林の管理の状況等から公益的機能の維持・向上を図るため特に整備すべき森林に関する事項 - - - - -	52
5	住民参加による森林の整備に関する事項 - - - - -	52
6	その他 - - - - -	52

【参考資料】

- 上田市森林整備計画 -

伐採、造林、保育その他森林の整備に関する基本的な事項

1 森林整備の現状と課題

上田市は、平成 18 年 3 月 6 日に上田市、丸子町、真田町、武石村が合併して誕生した、人口 16 万人を擁する長野県東部の都市である。東京から約 190km、長野新幹線で最短 72 分の距離で結ばれており、長野市からは約 40km の位置にある。

日本のほぼ中央に位置する上田市は東西約 31km、南北約 37km の広がりを持ち、北は上信越高原国立公園の菅平高原、南は八ヶ岳中信高原国定公園に指定されている美ヶ原高原などの 2,000m 級の山々に囲まれている。佐久盆地から流れ込む千曲川が市の中央部を東西に通過し、これに周囲の山々を源流とする依田川、神川、浦野川等が合流し、長野盆地へと流れている。標高 400m から 800m の河川沿いに広がる平坦地や丘陵地帯に市街地及び集落が形成されている。気候は、昼夜、冬夏の寒暑の差が大きい典型的な内陸性の気候であり、晴天率が高く、年間の平均降水量が約 900 mm と全国でも有数の少雨乾燥地帯である。積雪も、山間地を除いた地域では、10cm を越えることは稀である。

上田市の総面積は 55,200ha であり、そのうち森林面積は 39,320ha で総面積の 70% を占めている。民有林面積は 27,148ha であり、アカマツ、カラマツを主体とした民有林の人工林面積は 13,820ha であり、人工林率 52% と県平均を上回っている。人工林の年齢配置は 9 年齢（45 年生）以上が 21,917ha で、実に 83% を占めており、主伐を中心とした森林整備施策へ移行する必要がある。

上田市の森林は、戦後人工造林による植林が進んだ林業生産活動が積極的に実施されるべき人工林帯、アカマツ林が多くを占める天然林帯、さらには、昭和前期に薪炭林として利用されてきた里山林帯までバラエティーに富んだ林分構成になっており、また、森林に対する住民の意識・価値観が多様化し、林業生産のみならず森林の有する多面的、公益的機能が求められることから、市民のニーズに合わせた森林整備が必要とされている。

具体的に挙げると、上田地域北部の太郎山山系は水源かん養保安林が広がり、市民の山としても親しまれている。

上田地域西部の川西地区は財産区有林が分布し、スギ、ヒノキ、アカマツ、カラマツ林が広がり、素材生産と共にマツタケなどの特用林産物の生産も盛んである。

上田地域東部の神科、豊殿地区はカラマツ林が広がり、林業生産活動を通じた適切な森林整備を図るとともに、環境に優しい素材である木材の有効活用の観点から、計画的な伐採を推進することが重要である。

また、市民の森公園とともに市民に親しまれている。

上田地域の中央部には国から取得した 327ha の東山市有林がある。これら一帯は、アカマツを中心とした森林が広がっており、古くからマツタケの産地として全国的に有名である。

また、緩やかな地形である東山市有林は、遊歩道の整備、自然体験活動などの里山における住民の森林とのふれあいの場として活用されている。

上田地域南部の塩田地区においては、産川の源流である沢山水系の水源地域を中心にヒノキ、スギ、カラマツの造林地が広がり、林業生産活動はもとより、緑のダムとしての森林の水源かん養機能をこれまで以上に高めていく必要がある。

またその一方で、アカマツ林を中心としたマツタケの産地も点在する。

丸子地域南西部の西内・東内地区は、民有林が 66% を占め、急峻な地形であるが内村ダム周辺をはじめ優れた景観を有しているほか、水源かん養としての機能を有している。

また、当地区は古くからマツタケの産地であるが、近年はアカマツ林の手入れ不足等により生産量が落ち込んできているため、安定した生産を目指した計画的な森林整備が必要である。

丸子地域中央部の依田地区は、天然生の広葉樹林とアカマツ林が広く分布している。当地区はマツタケ山等の施設があり、今後はこれらの施設と結びつけた住民の憩いの場としての森林活用が期待されており、地域と一体となった取り組みが必要である。

丸子地域北部の丸子・長瀬・塩川地区は、針葉樹林が全体の60%を占めており、木材生産林としての機能を果たすとともに、ゴルフ場をはじめ林間工業団地、別荘地としても活用されている。

真田地域東部及び北部の長・傍陽地区は、昔からカラマツの造林が盛んに行われており、伐期を迎える林分も多く存することから、林業生産活動を通じた適切な森林整備を図るとともに、計画的な林道、作業道の配置が必要である。

また、菅平地区には貴重なブナの原生林が育成しており、適正な管理等も求められている。

真田地域南部の本原地区は、隣接する上田地域の郊外住宅地として土地の開発が進んでいる地域であり、住民の憩いの場としての山林整備等の必要がある。

武石地域の沖・鳥屋地区は、アカマツの天然林が多い地域で、特産物であるマツタケの生産が見込まれる地区である。

しかし、平成13年以降、松くい虫被害が確認されており松くい虫防除対策と併せた生産量安定化を図る森林整備を行う必要がある。

武石地域中央部に位置する下武石地区はコナラ、クヌギに代表される広葉樹林と、藤沢、所沢に代表されるアカマツ林に二分される林層で形成されている。広葉樹林分については、育成天然林施業等によりシイタケ原木等を育成確保するための対象地に適しており、アカマツ天然林については、市内でも有数なマツタケ生産地となっている。

しかし近年、アカマツの老齢化が目立ってきているため、計画的な更新施業が必要である。

武石地域の上武石地区は、民有林を含めてアカマツの天然林が非常に多い地区である。

また、特に急峻で奥の深い沢筋が随所に存在している地域であるため、治山、治水上大きな役割を果たしている。今後は、森林機能の向上を目指した林分改良、保育等に特に重点を置き、

また、手入れの行き届かないアカマツ林については、補助事業を積極的に導入した林相改良を図る。

武石地域の下本入地区は、茂沢川の源流に位置する天然アカマツ林に代表される茂沢国有林が広大な面積を占め、さらには大径木の広葉樹林が林立する天然生の樹林帯が広く分布する林分構成になっている。今後、天然育成林施業に併せて、国有林野整備計画に基づく将来を睨んだ整備を推進する必要がある。

武石地域の西部に位置する上本入地区は、カラマツ人工林が非常に広く分布する地域であり、戦後植栽による7齢級から8齢級の林分が多くを占め、計画的な間伐を推進すべき地区となっている。

また、巢栗溪谷等に代表される素晴らしい自然景観に配慮した森林の整理伐施業を推進し、保健休養機能に資する森林の活用方法を考察する必要がある。

武石地域南部の小沢根・余里地区は、古くからヒノキ、スギ等の造林が行われており、生産能力の高い林分を構成している。他地域に比べ齢級が高いため、長伐期施業を積極的に推進するとともに、択伐による複層林施業も視野に入れた森林整備が求められる。

こうしたなかで、上田市も5,915ha余りの山林所有者であり、市有林整備については毎年計画的に森林整備を進めているが、私有林については小規模な所有森林、材価の低迷等の理由から適切な森林整備が実施できていない状況である。

また、当市は県下一の松くい虫被害地であり、長年、伐倒くん蒸処理、薬剤散布等防除対策事業を実施してきているが、撲滅には至っておらず、被害が増加傾向にある。今後は被害の沈静化に向け、継続した防除対策の推進とともにアカマツから他の樹種への転換を図る樹種転換などの新たな対策を積極的に推進しなければならないところにきている。

また、補助体制が確立されてないなど多くの課題があるなか、「松くい虫被害対策としてのアカマツ林施業指針」を考慮しつつ、アカマツ林の間伐施業も積極的に推進していくべきである。

また、近年、環境の変化から突発的な大雨が多いなか、市民生活の安全を守るために、山地災害を防ぐための治山事業の必要性が増している。

さらに、当市は環境未来都市を目指し、間伐材等の地域産材の利用を含め、循環型社会の実現に向けた積極的な森林の整備が必要とされている。

2 森林整備の基本方針

(1) 地域の目指すべき森林資源の姿

<p>[水源かん養機能] 下層植生とともに樹木の根が発達することにより、水を蓄えるすき間に富んだ浸透・保水能力の高い森林土壌を有する森林であって、必要に応じて浸透を促進する施設等が整備されている森林</p>
<p>[山地災害防止機能 / 土壌保全機能] 下層植生が生育するための空間が確保され適度な光が射し込み、下層植生とともに樹木の根が深く広く発達し土壌を保持する能力に優れた森林であって、必要に応じて山地災害を防ぐ施設が整備されている森林</p>
<p>[快適環境形成機能] 樹高が高く枝葉が多く茂っているなど遮蔽能力や汚染物質の吸着能力が高く、諸被害に対する抵抗性が高い森林</p>
<p>[保健・文化・生物多様性保全機能] 身近な自然や自然とのふれあいの場として適切に管理され、多様な樹種等からなり、住民等に憩いの場を提供している森林であって、必要に応じて保健・教育活動に適した施設が整備されている森林 また、史跡・名勝等と一体となって潤いのある自然景観や歴史的風致を構成している森林や希少な生物が生育・生息する森林</p>
<p>[木材等生産機能] 林木の生育に適した土壌を有し、木材として利用する上で良好な樹種により構成され成長量が高い森林であって、林道等の基盤施設が適切に整備されている森林</p>

(2) 森林整備の基本的な考え方及び森林施業の推進方策

ア 森林整備の基本的な考え方

森林の整備に当たっては、森林の有する多面的機能を総合的かつ高度に発揮させるため、機能に応じた適正な森林施業の実施により健全な森林資源の維持造成を図るものとする。

イ 森林施業の推進方策

1の森林整備の現状と課題を踏まえ、千曲川上流地域森林計画で定める森林整備の推進方向を基本とし、望ましい森林資源の姿に誘導するため、以下のとおり森林施業を推進する。

水源かん養機能森林

良質な水の安定供給を確保する観点から、適切な保育・間伐を促進しつつ、下層植生や樹木の根を発達させる施業を基本とするとともに、伐採に伴って発生する裸地については、縮小及び分散を図ることとする。

また、立地条件等に応じ天然力も活用した施業も推進することとする。ダム等の利水施設上流域等において、水源かん養の機能が十全に発揮されるよう、保安林の指定やその適切な管理を推進する。

山地災害防止機能/土壌保全機能森林

災害に強い森林を形成する観点から、地形等の条件を考慮した上で、林床の裸地化の縮小及び回避を図る施業を推進することとする。

また、立地条件等に応じ天然力も活用した施業も推進することとする。集落等に近接する山地災害の発生の危険性が高い地域等において、土砂の流出防備等の機能が十全に発揮されるよう、保安林の指定やその適切な管理を推進する。

快適環境形成機能森林

地域の快適な生活環境を保全する観点から、樹種の多様性を増進する施業や適切な保育、間伐等を推進することとする。

保健・文化・生物多様性保全機能森林

立地条件や地域のニーズ等に応じて、広葉樹の導入を図るなどの多様な森林整備を推進する。

また、美的景観の維持形成に配慮した森林整備や生物多様性保全機能の維持増進を図る森林として保全することとする。

木材等生産機能森林

木材等の林産物を持続的、安定的かつ効率的に供給する観点から、森林の健全性を確保し、木材需要に応じた樹種、径級の林木を生育させるための適切な造林、保育及び間伐等を推進することを基本とする。この場合、施業の集団化や機械化を通じた効率的な整備を推進する。

ウ 以上の森林整備の推進方向を踏まえ、以下の地区を重点として適切な森林整備を推進する。

上田地区においては、市民に親しまれている太郎山、砥石米山城周辺の自然・景観・環境保全を考慮した整備を推進する。

一方、崩落、土石流発生の懸念から、太郎山山麓では地域防災対策総合治山事業を導入し、地域住民の安全を図る。拡大造林、林野火災跡地等の造林地については、人工林の保育事業を引き続き導入する。

川西地区、別所、殿城地区の一部においては、人工林資源の活用を図るため、作業路網を集中的に整備するとともに、森林組合等による計画的かつ効率的な間伐等の施業を積極的に支援していく。

東山地区、豊殿地区においては、集落に近接するなだらかな里山が広がっており、特に薪炭の採取地として古くから利用されてきた。

しかし、近年は里山の手入れの遅れが目立っているため、森林所有者をはじめ地域住民の協力、森林ボランティアの活用等による住民参加の里山林整備を積極的に推進する。

また、東山ふるさとの森や市民の森等では生活環境保全機能又は保健文化機能の維持増進を図る。森林とのふれあいの場を提供するとともに、広葉樹の育成、野生動物の生息地の確保を図り、歩道等の施設整備を促進する。

塩田地区の森林は、市の重要な穀倉地帯である塩田平の農業用水の水源である。特に沢山地区の森林については産川の源流にあたり、水源かん養機能をさらに高めるため、水源地域森林総合整備事業を導入した整備を行ってきており、今後も計画的な整備を推進する。

西内・東内地区においては、水源かん養保安林をはじめ機能の高い森林を有し、保水力の高い森林の整備と荒廃地への治山事業の実施や、森林機能の拡充強化を図る。また、長伐期施業や複層林施業の導入を図り自然環境の維持に努める。

また、森林とのふれあいの場を提供するため、森林整備の推進と歩道等の整備を促進する。更にマツタケの環境整備を進めマツタケの増産を図り地域の活性化を図る。

依田地区においては、地域住民と一体となって、アカマツ林の適正な整備を行い松くい虫被害の沈静化を図ると共にマツタケの長期的な安定生産を図れるようアカマツ林の間伐を中心に、計画的かつ効率的な整備を推進する。

丸子・長瀬・塩川地区においては、木材の循環利用を図るとともに、松くい虫被害の防除面からも天然更新による広葉樹への転換の推進を図る。

長・傍陽地区においては、成熟しつつあるカラマツ人工林資源を活用するため、作業路網を集中的に整備するとともに、間伐を中心に計画的かつ効率的な伐採を推進する。

また、長伐期施業や複層林施業も併せて実施する。

本原地区の山城跡（5箇所）及び山崎・雁石地区においては、景観の維持向上を図り、森林とのふれあいの場を提供するため、広葉樹、花木等の育成を図るとともに、歩道等の整備を促進する。

また、住宅化が進んでいる本原地区においては、残された里山林を保全するとともに地域住民の憩いの場として整備が要望されているため、特定広葉樹を育成するとともに、住民参加による森林の整備を推進する。

菅平ダム上流域のブナ原生林については、専門家の意見を取り入れ、保全を図る。

沖、鳥屋地区は、アカマツの更新施業等を積極的に進め特産物であるまつたけの増産を目指した整備を図る。かつ、松くい虫による松枯れ被害の防除対策には万全を期する。この地区は、里山の手入れ不足が目立っており、森林所有者を始め地域住民の参加のもと積極的に森林整備を行い病虫害にも強い健全な森林の育成を目指す。

下武石地区は、水土保持の機能を確保するため、地理的及び土壌的条件を勘案して、天然林におけるシイタケ原木等の育成確保は萌芽による更新を図るとともに刈り込み、植え込み等により更新を図る。

また、アカマツ林については、特に老齢化が目立つ林分について間伐、除伐に加えて稚幼樹の植え込み、播種等を行い、更新を図る。

上武石地区においては、急傾斜地の沢が多いため水土保持機能を高めるための森林整備が必要であり、保安林の指定を推進しこれによる保育、改良施業を実施する。アカマツ林については、特に老齢化が目立つ林分について間伐、除伐に加えて稚幼樹の植え込み、播種等を行い、更新を図る。

下本入地区は、国有林の地域森林整備計画と平行して大径木天然林の育成施業を中心に保全に重点を置いた森林整備を進める。

上本入地区は、カラマツの人工林率が非常に高い地域であり、このうち特に間伐が急務な7齢級から8齢級の林齢がほとんどを占めていることから計画的な間伐を実施していく。特に唐沢地籍においては、地域住民参加のもと、間伐と平行し林床の整理や沢沿いの歩道等の整備を進め、地域の模範となる森林整備を実施していく。

巢栗地区は、巢栗溪谷等自然景観に優れた景勝地を有するため、これを生かした広葉樹林の育成を図るとともに、自然とのふれあいを求めた森林の活用を推進し、広く一般住民に親しまれる森林を目指していく。

小沢根地区は、ヒノキ、スギ等の人工林が多く、これは積極的な造林により生まれた資源であり、特に生産能力の高い林分を構成している。今後、水土保持を維持するために必要な間伐はもとより、主伐期を睨んだ複層林施業及び長伐期施業を推進し、公益的機能向上と大径材生産を兼ね備えた森林整備を図る必要がある。

余里地区は、小沢根地区同様、ヒノキを中心とした人工林が非常に多く特に造林が進んだ地域でもある。今後は複層林施業及び長伐期施業をより効果的に推進

し、水源かん養等公益機能の向上を図る。併せて武石県有林における計画的な資源循環活用を推進し、生産能力の高い森林の育成を図る。

森林所有者の経費負担を軽減するため、施業実施協定の締結を促進し、施業の共同化や機械化を図り、森林整備を積極的に推進する。

また、全市的に発生している松くい虫の防除対策については、地域住民と一体となった防除対策事業を展開し、樹種転換などの事業を推進する。

(3) アカマツ林の間伐に対する基本方針

当市は人工林の50%がアカマツ林であり、現在では松くい虫の被害拡大防止の観点から、アカマツ林の切り捨て間伐が出来ない状況である。こうしたなかで、アカマツの間伐を行うためには、アカマツの幹及び枝条をすべて破砕、または林外へ搬出しなくてはならず、通常の間伐に比べコストがかかり、森林所有者の負担は大きくなる。

一方、国・県による森林造成事業ではアカマツ林の間伐に対する特別な措置がないため、現在の状況ではアカマツの間伐は、今後とも進んでいかないことが予想される。そして、整備されないままのアカマツ林では健全な育成ができず、脆弱なアカマツは松くい虫の感染を受け、激害化に至るといった環境となっている。

松くい虫の防除対策としても、伐倒駆除のような被害処理だけではなく、今後は松くい虫に耐える力強いアカマツ林を育て、アカマツの持つ本来の力で被害の発生を抑制するという対策は必要であると考え。また、昨今の地球環境や自然環境の保護の観点から、薬剤処理や薬剤散布による防除対策ではなく、環境に負荷を与えない自然と共生していく施策が求められている。

このことから当市では、「松くい虫被害対策としてのアカマツ林施業指針」を考慮しつつ、健全で多様な森林づくりを目指すために、また、松くい虫の先制防除の観点から、以下のアカマツ林の間伐に対する基本方針を推進していく。

- ア 健全なアカマツ林の保育方法を明確にしていくことにより、森林所有者が積極的に森林整備を行なえる環境をつくりあげる。
- イ 地域の実情をふまえたアカマツに対する森林整備を国、県に随時要望していく。
- ウ アカマツ林の間伐について、市独自の嵩上げ補助を検討することで、遅れているアカマツ林の間伐を推進し、健全なアカマツを育てていく。

3 森林施業の合理化に関する基本方向

森林施業の合理化に関する事項については、千曲川上流流域林業活性化センターを推進母体とし、佐久地方との連携を密にするとともに、上小地区においては、他市町村、東信木材センター、信州上小森林組合で協議会を組織し、地域間の連携及び調整を図る。そのなかで、森林施業の共同化、後継者育成、木材流通・加工体制の整備など長期目標に立った諸施策の実施を推進する。

4 広く国民に開かれた森林の整備及び利用の推進方策

森林と人との共生林を中心に、地域住民等の意向を踏まえ里山等の整備を進めるとともに、教育・福祉・保健等の分野と連携しつつ、森林環境教育や健康づくり等の森林の利用を推進する。

5 森林の多面的機能の発揮を図る観点からの地域の活性化等に関する基本方向

森林の有する多面的機能の維持増進を図るためには、森林所有者及び林業事業者が山村地域で生活することが重要であり、木材、きのこ等の森林資源や山村特有の魅力を活用した就業機会の増大、地元住民や都市からのUJターン者（Jターンとは、地方から都市へ出た人が、故郷に近い地方都市で就業・定住することをいう。）のそれぞれのニーズに対応した生活環境の整備、拠点集落への重点化など位置や機能に応じた集落の整備等を通じた山村地域の定住を促進し、地域の活性化を図ることが課題である。

森林整備の方法に関する事項

第1 立木の伐採に関する事項（間伐に関する事項を除く）
立木の伐採（主伐）については、次の事項に従って適切に行うこととする。

1 樹種別の立木の標準伐期齢

地域	樹種							
	スギ	ヒノキ	アカマツ	カラマツ	その他針葉樹	クヌギ	ナラ	その他広葉樹
全域	(年) 40	(年) 45	(年) 40	(年) 40	(年) 60	(年) 15	(年) 20	(年) 20

（注）標準伐期齢は、立木の伐採（主伐）の時期に関する指標であり、標準伐期齢に達した時点での森林の伐採を促すためのものではない。

2 立木の伐採（主伐）の標準的な方法

（1） 共通事項

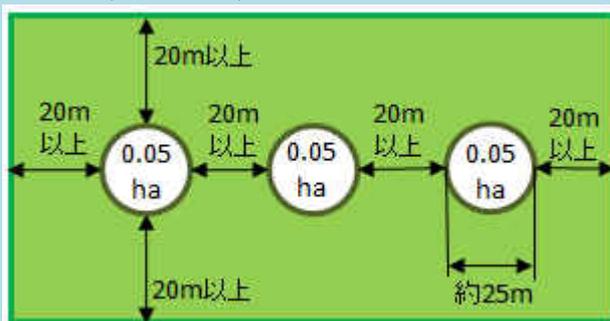
立木の伐採（主伐）にあつては、森林の生物多様性の保全に努め、伐採跡地の連続性の回避、適確な更新確保及び伐採を行わない箇所（保護樹帯の設置）等に配慮する。

ただし、立地条件により人工造林及び天然更新に相当の時間が必要な地域（例えば、標高が高い地域、積雪が多い地域等）は、更新が完了するまで大面積の伐採は行わない。

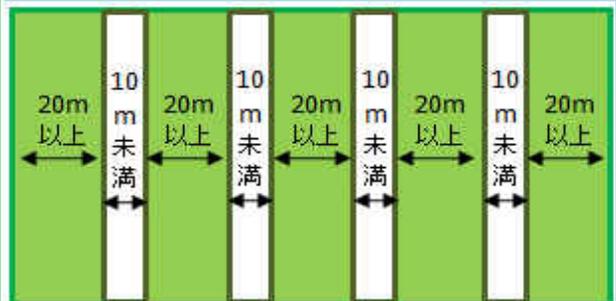
立木の伐採（主伐）の方法は、皆伐（主伐のうち択伐以外のもの）又は択伐（主伐のうち、伐採区域の森林を構成する立木の一部を伐採する方法であつて、単木・帯状又は樹群を単位として、伐採区域全体ではおおむね均等な割合で行うものであり、材積にかかる伐採率が30%以下（伐採後の造林が人工植栽による場合にあつては40%以下）の伐採）とする。また、皆伐によるものについては、伐採面積の規模に応じて少なくともおおむね20ヘクタールごとに保残帯を設ける。

【択伐施業の具体的な例】

択伐（群状伐採）の例



択伐（帯状伐採）の例



保存帯は20m以上とする。

群状伐採の1か所あたりの伐採面積は0.05ha以下とする。

帯状伐採の1か所あたりの伐採幅は10m未満とする。

(2) 施業区分ごとの施業方法

施業の区分	標準的な方法
育成単層林	皆伐施業を原則とし、伐採区域は概ね 10ha 以内とする。 主伐後は適確な更新を図る。 尾根筋、川沿いでは片側 20m 程度を保存するよう努めることとし、公道及び林道周辺はできるだけ保存する。
育成複層林	択伐施業を原則とし、択伐率は概ね 30% 以下（伐採後の造林が人工植栽による場合にあっては 40% 以下）とする。 主伐後は適確な更新を図る。 なお、天然更新を前提とする場合は、種子の結実状況、天然稚樹の生育状況、母樹の保存等に配慮し、適確な更新を図る。

3 その他必要な事項

該当なし

第2 造林に関する事項

1 人工造林に関する事項

(1) 人工造林の対象樹種

区 分	樹種名(針葉樹)	樹種名(広葉樹)	備考
人工造林対象樹種	スギ、ヒノキ カラマツ、アカマツ	クヌギ、コナラ、ミズナラ、 ケヤキ、ブナ、エンジュ、 クリ	

(2) 人工造林の標準的な方法

ア 人工林の樹種別、仕立ての方法別の植栽本数

樹 種	仕立ての方法	植栽本数(本/ha)	備考
スギ	中庸仕立て	3,000	
ヒノキ	中庸仕立て	3,000	
アカマツ	中庸仕立て	3,000	
カラマツ	中庸仕立て	2,300	
クヌギ・コナラ	中庸仕立て	3,500	
ケヤキ	中庸仕立て	3,500(3,000~4,000)	
エンジュ	中庸仕立て	3,000(2,500~3,000)	
その他広葉樹	中庸仕立て	2,500~3,000	

(注) 複層林化を図る場合の樹下植栽については、標準的な植栽本数に下層木以外の立木の伐採率(材積による率)を乗じた本数以上を植栽する。

イ その他人工造林の方法

区 分	標 準 的 な 方 法
地拵えの方法	等高線沿いに堆積する全刈筋積を原則とする。 なお、急傾斜地等の崩壊の危険性のある箇所については、生木棚積地拵えを行い林地の保全に努めるものとする。
植付けの方法	正方形植えを原則とし、植付けは丁寧植えとする。
植栽の時期	4月~6月中旬までに行うものとする。

(3) 伐採跡地の人工造林をすべき期間

伐採後、人工造林によるものについては、2年以内に人工造林する。

ただし、伐採後の更新をすべき期間は森林の公益的機能への影響を考慮し、伐採後おおむね5年以内とする。

2 天然更新に関する事項

(1) 天然更新の対象樹種

区 分	樹種名 (針葉樹)	樹種名 (広葉樹)	期待成立 本数	天然更新す べき立木の 本数
天然更新の対象樹種	アカマツ	クヌギ、コナラ、 ミズナラ、ケヤキ、 ブナ、クリ	10,000 本	3,000 本
萌芽による更新が可 能な樹種		クヌギ、ナラ類、 ブナクリ	10,500 本	3,500 本

【期待成立本数】

植栽によらなければ的確な更新が困難な森林以外の伐採跡地において、天然更新すべき本数の基準となるもので、天然更新の対象樹種の5年生時点の期待される成立本数

【天然更新すべき立木の本数】

天然更新をすべき期間内(5年後)に天然更新の対象樹種が立木度3以上となる本数

(2) 天然更新の標準的な方法

区 分	標 準 的 な 方 法
萌芽更新の補助 作業	目的樹種の発生状況により必要に応じて芽かきを行い、優良芽を1株当たり2~3本残すものとし、目的樹種が成立しない箇所については、補植を行いha当たりの生立本数を概ね2,000~3,000本とする。 なお、目的樹種の妨げとなる不要木については、早めに除去するものとする。
地表処理	ササや粗腐食の堆積により天然下種更新が阻害されている箇所について行うこととする。
刈出し	ササなどの下种植生により天然稚樹の生育が阻害されている箇所について行うこととする。
植込み	天然稚樹等の下層植生等の生育状況を勘案し、天然更新の不十分な箇所に必要な本数を植栽することとする。

(3) 伐採跡地の天然更新をすべき期間

天然更新による場合は、伐採後5年以内に天然更新の完了判断基準により更新状況を確認し、天然更新補助作業の実施を検討し確実な更新を図るものとする。

(4) 天然更新の完了判断基準

天然更新を行う際には、5年後に(1)に記載した「天然更新すべき立木の本数」以上の更新を図るものとする。

なお、5年後の天然更新した立木の高さは、草丈以上とするが、天然更新の完了を客観的かつ適確に判断するため以下のとおり基準を定める。

ア 更新完了の基準

小雪地帯：最深積雪 1.5m 未満

樹高 1.0m 以上の有用樹種稚幼樹(注1)が、概ね 3,000 本/ha 以上成立した状態をもって更新完了とする。

多雪地帯：最深積雪 1.5m 以上

樹高 0.3m 以上の有用樹種稚幼樹(注1)が、概ね 10,000 本/ha 以上成立した状態をもって更新完了とする。

イ 更新完了の判断

小雪地帯：最深積雪 1.5m 未満

樹高 1.0m 以上の有用樹種稚幼樹(注1)が、概ね 3,000 本/ha になった調査プロットの出現率(注2)が全プロット数の70%を超えたときをいう。

多雪地帯：最深積雪 1.5m 以上

樹高 0.3m 以上の有用樹種稚幼樹(注1)が、概ね 10,000 本/ha になった調査プロットの出現率(注2)が全プロット数の70%を超えたときをいう。

(注1) 有用樹種とは、スギ、ヒノキ、アカマツ、カラマツなどの針葉樹類、並びにナラ類、ブナ、カシ類、サワグルミ、ミズメ、ケヤキ、カツラ、ホオノキ、サクラ類、カンバ類、カエデ類、トチノキ、シナノキなどの広葉樹類であって、将来その林分において高木となりうる樹種とする。

(注2) 出現率とは、更新確認調査において積雪深別の稚幼樹が、所定本数以上発生したプロット数が全プロット数に占める割合をいう。

ウ 更新確認調査の方法

調査区及びプロットの設定

調査地は、対象地の尾根部、中腹部、沢部のそれぞれ1カ所以上の標準的箇所を選んで設定するものとし、1調査区の大きさは2(幅)×10(長さ)mの帯状とする。

また、調査区の長さ方向が斜面傾斜方向に配置することとする。なお、調査区内は、長さ方向に5区分(2m×2m×5プロット)する。

調査方法

調査は、1プロット毎に所定の樹高以上の稚幼樹の樹種別本数調査を行うものとする。

なお、ナラ類など萌芽更新の場合は株数をもって本数とする。

3 植栽によらなければ適確な更新が困難な森林の所在

森林の区域	備考
すべての人工造林地を対象とする。 ただし、アカマツ、ナラ類、クヌギ等の天然更新可能及び優良下層木の繁茂地を除く。	

4 森林法第10条の9第4項の伐採の中止又は造林の命令の基準

森林法第10条の9第4項の伐採の中止又は造林の命令の基準については、次のとおり定める。

(1) 更新に係る対象樹種

ア 人工造林の場合
1の(1)による

イ 天然更新の場合
2の(2)による

(2) 生育し得る最大の立木の本数として想定される本数

2の(4)による

【参考】無届伐採が行われた場合の行政命令の新設

市町村長は、届出をせずに立木を伐採した者が引き続き伐採をし、又は伐採後の造林をしない場合に、災害を発生させるおそれ等があると認めるときは、新たに伐採の中止又は伐採後の造林をすべき旨を命ずることができるものとする。(森林法第10条の9第4項関係)

5 その他必要な事項

(1) 松くい虫の被害地域における伐採跡地の更新の方法

代替樹種による更新、もしくは松くい虫被害抵抗性苗木によるアカマツの植栽により更新するものとするが、スギ、ヒノキ、カラマツ等の造林適地はそれらを植栽する。

また、高木性の有用広葉樹、有用針葉樹が混在している林分は、それらの育成を図る。

上記以外の林分は、郷土樹種の造成を図る。詳細については、「松くい虫被害対策としてのアカマツ林施業指針」(長野県)を参照すること。

(2) 伐採及び伐採後の届出制度の周知徹底及び、届出書の計画に基づく適切な実施への指導の徹底

伐採跡地の適切な更新を図るため、森林所有者のみならず、開発業者、伐採業者にも周知徹底を図る。

第3 間伐を実施すべき標準的な林齢、間伐及び保育の標準的な方法その他間伐及び保育の基準

間伐及び保育は、これまで造成されてきた人工林を健全な状態に維持していく上で必要不可欠な作業である。当市においては、6 齢級から 9 齢級の林分が人工林の 59%を占めており、間伐及び保育の適切な時期及び方法により、積極的に推進することとする。

特に、間伐の実施については、施業実施協定や補助事業、交付金等の活用による間伐の推進と併せ、作業の集中的整備、森林組合等への一括販売、林内作業車及び集材機等の購入による作業の効率化、間伐材の商品化及び需要開発等により、積極的に推進する。

間伐及び保育については、次の事項に従って適切な時期及び方法により実施することとする。

制限林においては、各省庁で定めるところによる。

1 間伐を実施すべき標準的な林齢及び間伐の標準的な方法

森林の立木の生育の促進並びに林分の健全化及び利用価値の向上を図ることを旨とし、次表に示す内容を基礎とし、既往の間伐の方法を勘案して、林分の競合状態等に応じた間伐の回数、実施時期、間伐率その他必要な事項を参考に定める。

樹種	施業体系	植栽本数 (本/ha)	間伐を実施すべき標準的な林齢 (年)				標準的な方法	備考
			初回	2回目	3回目	4回目		
スギ	中庸仕立て	3,000	18	23	32	46	間伐率は、本数又は材積で概ね 20%以上 40%以下とする。 間伐木の選定は、林分構成の適正化を図るように形成し、不良木等に偏ることなく行うこととする。	
ヒノキ	中庸仕立て	3,000	19	25	35	49		
カラマツ	中庸仕立て	2,300	13	19	29	50		
アカマツ	やや密仕立て	3,500	15	24	33	47		
			積雪地帯である場合には、弱度の間伐を繰り返し実施することが望ましいので、林齢 24 年目を初回とし、以後 3 年毎に反復して実施する。					

間伐の実施時期については、千曲川上流地域森林計画の間伐指針を参照
標準伐期以上の林齢においても、必要に応じ間伐を実施することとし、平均的な間伐
実施時期の間隔は次のとおりとする。

区分	平均的な間伐間隔	備考
標準伐期齢未満	10年	
標準伐期齢以上	20年	

2 保育の作業種別の標準的な方法

保育は、次に示す内容を標準として、当該森林の植生状況、立木の生長度合い等を勘案し、適切に実施するものとする。

保育の種類	樹種	実施すべき標準的な林齢及び回数												標準的な方法	備考	
		1年	2年	3年	4年	5年	6年	7年	9年	10年	11年	18年	20年			
下刈	スギ														<p>目的樹種の樹高が、雑草木高の約1.5倍になる時期を目安に6月から7月頃に実施する。</p> <p>特に雑草木の繁茂の激しい箇所では、年2回実施し、この時は、第1回目を5月下旬から6月上旬、第2回目を8月上旬から8月中旬とする。</p>	
	ヒノキ															
	カラマツ	1	1	1	1	1	1	1								
	アカマツ	2	2	2	2	2	2	2								
	広葉樹															
つる切	スギ ヒノキ カラマツ アカマツ 広葉樹								1	1	1			<p>下刈り終了後、つるの繁茂の状況に応じて行う。実施時期は、6~7月頃を目安とする。</p>		
除伐	スギ ヒノキ カラマツ アカマツ 広葉樹										1			<p>造林木の生長を阻害したり、阻害が予想される侵入木や形成不良木を除去する。実施時期は、8~10月頃を目安とする。</p>		
枝打ち	スギ											1		<p>病虫害等の発生を予防するとともに、材の完満度を高め、優良材をえるために行う。実施時期は、樹木の生長休止期の12月下旬~3月上旬頃とする。</p>		
	ヒノキ												1			

3 その他間伐及び保育の基準

該当なし

4 その他必要な事項

(1) 間伐目標面積

健全な森林を育成するために森林資源の齢級配置からみて、今計画期間中に間伐を実施することが望ましい森林面積は 4,125ha であり、労働力、資金力等を勘案し次のとおり計画する。

目 標 面 積		備 考
前期(5年間)	後期(5年間)	
2,040 ha	2,085 ha	アカマツ林を除く人工林

(2) 要間伐森林の所在及び実施すべき間伐又は保育の方法並びに時期に関する事項

間伐又は保育が適正に実施されていない森林であって、早急に必要なもの(以下、「要間伐森林」という。)について、要間伐森林であること並びに当該森林において実施するべき間伐又は保育の方法及び時期について、森林所有者等に対して通知を行うこととする。

なお、計画期間内において間伐を実施する必要がある森林の所在等は別紙、参考資料に整理する。

第4 公益的機能別施業森林の整備等の森林の整備に関する事項

1 公益的機能別施業森林の区域及び当該区域における森林施業の方法

(1) 「水源かん養の機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林」(水源かん養機能維持増進森林)

ア 区域の設定

水源かん養保安林、ダム集水区域、水源地周辺の森林、水源かん養機能の評価区分が高い森林など水源かん養機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林を別表1により定める。

イ 森林施業の方法

森林施業の方法として、下層植生や樹木の根を発達させる施業を基本として、伐期の間隔の拡大、伐採に伴って発生する裸地の縮小及び分散を図る。森林の区域については、別表2により定める。

(2) 森林の有する「土地に関する災害の防止及び土壌の保全の機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林」、「快適な環境の形成の機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林」、「保健機能等の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林」

ア 区域の設定

次の～の森林など、森林の有する土地に関する災害の防止機能、土壌の保全の機能、快適な環境の形成の機能又は保健機能の維持増進等を図るための森林施業を推進すべき森林を別表1により定める。

「土地に関する災害の防止及び土壌の保全の機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林」(山地災害防止機能/土壌保全機能維持増進森林)

土砂崩壊防備保安林、土砂流出防備保安林などの保安林や砂防指定地周辺、山地災害危険地区等や山地災害の発生により人命・人家等施設への被害の恐れがある森林、山地災害防止機能の評価区分が高い森林等を設定する。

「快適な環境の形成の機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林」(快適環境形成機能維持増進森林)

住民の日常生活に密接な関わりを持つ里山等であり、騒音や粉じん等の影響を緩和する森林、風害等の気象災害を防止する効果が高い森林、生活環境保全機能の評価区分が高い森林等を設定する。

「保健機能等の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林」(保健機能等維持増進森林)

保健保安林、風致保安林、都市計画法に規定する風致地区、文化財保護法に規定する史跡名勝天然記念物に係る森林、キャンプ場、森林公園等の施設を伴う森林などの地域住民の保健・教育的利用等に適した森林、史跡等と一体となり優れた自然景観を形成する森林、保健文化機能の評価区分が高い森林等を設定する。

イ 森林施業の方法

森林施業の方法として、地形・地質の条件を考慮した上で伐採に伴って発生する裸地の縮小及び回避を図るとともに天然力の活用した施業、風や騒音等の防備や大気の浄化のために有効な森林の構成の維持を図るための施業、憩いと学びの場を提供する観点からの広葉樹の導入を図る施業、美的景観の維持・形成に配慮した施業を推進する。

このため、次の～の森林のうち、これらの公益的機能の維持増進を特に図るための森林施業を推進すべき森林については、皆伐を行わない、「択伐による複層林施業を推進すべき森林」として伐採材積を30%以下にする。

択伐以外の方法による複層林施業を推進すべき森林については、大面積皆伐を行わず、伐採材積率を70%以下とし、複層林の造成を図る。

なお、適切な区域の形状・配置等により、伐採後の林分においてこれらの機能の確保ができる森林は、長伐期施業を推進すべき森林として定めるものとし、主伐(皆伐)の時期を標準伐期のおおむね2倍以上とするとともに、伐採に伴って発生する裸地の縮小及び分散を図る。それぞれの森林の区域については別表2により定める。

「土地に関する災害の防止及び土壌の保全の機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林」(山地災害防止機能/土壌保全機能維持増進森林)

「快適な環境の形成の機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林」(快適環境形成機能維持増進森林)

「保健機能等の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林」(保健機能等維持増進森林)

2 「木材の生産機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林」の区域及び当該区域における森林施業の方法(木材生産機能維持増進森林)

(1) 区域の設定

林木の生育に適した森林、林道等の開設状況等から効率的な施業が可能な森林、木材生産機能の評価区分が高い森林で、自然条件から一体として森林施業を行うことが適当と認められる森林について、木材生産機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林を別表1により定める。

この際、区域内において1の機能と重複する場合には、それぞれの機能の発揮に支障がないように定める。

(2) 森林施業の方法

森林施業の方法として、木材等林産物を持続的、安定的かつ効率的に供給するため、生産目標に応じた主伐の時期及び方法を定め、適切な造林、保育及び間伐等を推進する。

森林施業の集約化、路網整備や機械化を通じた効率的な森林整備し、多様な木材需要に応じた持続的・安定的な木材等の生産が可能となる資源構成となるように努める。なお、受委託契約等による森林の経営を進め、業としての林業振興を図る。

3 その他必要な事項

該当なし

【別表1】

区分	森林の区域	面積 (ha)
水源かん養機能維持 増進森林	0001 に, 0002 い, 0006 い~ほ, 0007 い~は, 0008 い~へ, 0009 い~は, 0010 い~に, 0011 い~に, 0012 い~ほ, 0015 い~ろ, 0016 い~に, 0017 い~ろ, 0018 い~は, 0019 い~ほ, 0020 い~へ, 0021 い~へ, 0023 ろ, 0028 い~ほ, 0029 い~に, 0030 い, 0030 は~に, 0031 い~ほ, 0037 い~に, 0038 い~に, 0039 い~は, 0040 い~は, 0041 い~ろ, 0042 い~ろ, 0043 い~ろ, 0044 い~に, 0045 い~ろ, 0046 い~ろ, 0047 い~は, 0048 い~は, 0049 い~は, 0050 い~に, 0051 い~に, 0052 い~は, 0053 い~に, 0054 い~ほ, 0055 ろ~は, 0056 い~ほ, 0057 い~に, 0058 い~ほ, 0059 い~ほ, 0060 い~は, 0061 い~に, 0062 い~は, 0063 ろ, 0072 い~ろ, 0072 ほ~へ, 0073 い, 0073 は~に, 0074 い~へ, 0075 い~に, 0076 い~ほ, 0077 い~に, 0078 い, 0079 い~に, 0080 い~は, 0081 い~は, 0082 い~に, 0083 い~と, 0084 い~ろ, 0085 い~ろ, 0086 い~ほ, 0087 い~ろ, 0088 い, 0089 い~に, 0090 い~に, 0091 い~へ, 0092 い~に, 0093 い~と, 0094 い~に, 0095 い~に, 0106 ほ~へ, 0107 い~は, 0108 い~ろ, 0109 い~へ, 0111 に, 0112 い~ほ, 0113 い~ほ, 0114 い~に, 0115 い~ち, 0116 い~に, 0117 い~へ, 0118 い~ほ, 0119 い~ほ, 0120 い~り, 0121 い~ち, 0122 い~と, 0123 い~ろ, 0124 い~ち, 0126 ろ~は, 0127 い~ほ, 0128 い~へ, 0130 い~は, 0131 い~に, 0133 い~へ, 0134 い~ほ, 0135 い~ほ, 0138 い~ほ, 0139 い~ほ, 0140 い~へ, 0141 い~に, 0142 い~と, 0145 い~ほ, 0146 い~ほ, 0147 い~ほ, 0148 い~に, 0149 い~ち, 0150 い~り, 0156 い~は, 0156 ほ~へ, 0157 い~ろ, 0158 い, 0159 い, 0160 い~ろ, 0161 い, 0162 い, 1001 い~と, 1002 い~に, 1003 い~に, 1004 い~に, 1005 い~は, 1006 い~ろ, 1007 い~は, 1008 い~に, 1009 い~ろ, 1010 い~は, 1011 い~に, 1012 い~は, 1013 い~に, 1014 い~ほ, 1015 い~へ, 1016 い~と, 1017 い~ほ, 1018 い~に, 1019 い~へ, 1020 い~に, 1021 い~は, 1022 い~へ, 1023 い~ほ, 1024 い~へ, 1025 い~ほ, 1026 い~ほ, 1027 い~ほ, 1028 い~に, 1029 い~と, 1030 い~ほ, 1031 い~ほ, 1032 い~に, 1033 い~は, 1034 い~は, 1035 い~は, 1036 い~は, 1037 い~に, 1038 い~ほ, 1039 い~ろ, 1039 に~ち, 1039 ぬ, 1040 い~ほ, 1041 い~ろ, 1042 い~に, 1047 い~へ, 1048 い~ち, 1049 い~ほ, 1050 い~へ, 1051 い~ち, 1052 い~ほ, 1053 い~へ, 1056 と, 1057 い~ろ, 1057 に~へ, 1087 い~へ, 1088 い~は, 1089 い~ほ, 2001 い~は, 2002 い~ほ, 2003 い, 2003 は~へ, 2004 い~に, 2005 い~へ, 2006 い~へ, 2007 い~へ, 2008 い~ち, 2009 は~へ, 2010 い~に, 2011 い~ち, 2012 い~に, 2013 い~に, 2014 い~ぬ, 2015 い~ほ, 2016 い~と, 2017 い~ほ, 2018 い~に, 2019 い~へ, 2020 い~は, 2020 ほ~へ, 2021 い~ほ, 2022 い~ほ, 2023 い~ほ, 2024 い~ほ, 2025 い~へ, 2026 い, 2026 は~と, 2027 い~は, 2028 い~に, 2029 い~に, 2030 い~ほ, 2031 い~と, 2032 い~と, 2033 い~と, 2034 い~へ, 2035 い~ち, 2036 い~ほ, 2037 い~ち, 2038 い~ほ, 2039 い~ほ, 2040 い~へ, 2041 い~に, 2042 い~へ, 2043 い~に, 2044 い~へ, 2045 い~ろ, 2045 に, 2046 い~は, 2047 い~ろ, 2048 い~は,	22, 644

	<p>2049 い~へ, 2050 い, 2051 い~に, 2052 い~は, 2053 い~は, 2054 い~に, 2054 へ, 2055 い~へ, 2056 い~は, 2057 い~ろ, 2058 い, 2059 い~は, 2060 い~は, 2061 い~は, 2062 い~ろ, 2063 い~に, 2064 い~に, 2065 い~ろ, 2066 い~は, 2067 い, 2068 い, 2069 い, 2070 い~に, 2071 い~ろ, 2072 い~へ, 2073 い~ろ, 2074 い~に, 2075 い~は, 2076 い~は, 2077 い~は, 2078 い~に, 2079 い~ろ, 2080 い~ほ, 2081 い~ほ, 2082 い~ろ, 2083 い~に, 2084 い, 2086 い~ろ, 2087 い~へ, 2088 い~へ, 2090 い~ろ, 2091 い~ろ, 2092 い~に, 2093 い~は, 2094 い, 2095 い, 2096 い~ろ, 2097 い~ろ, 2098 い~ろ, 2099 い~ろ, 2100 い~ろ, 2101 い~ろ, 2102 い~ろ, 2103 い~ろ, 2104 い~は, 2105 い, 2106 い, 2107 い, 2108 い~ろ, 2109 い~ろ, 2110 い~ろ, 2111 い, 2112 い~は, 2113 い~は, 2114 い~ろ, 2115 い, 2116 い~ろ, 2117 い~ろ, 2118 い~ろ, 2119 い, 2120 い, 2121 い~ろ, 2122 い~ろ, 2123 い, 2123 に, 2124 い~に, 2125 い, 2125 は~に, 2126 い, 2127 い, 2128 い, 2129 い~ろ, 2130 い~ろ, 2131 い~ろ, 2132 い~ろ, 2133 い~ろ, 2135 い~は, 2136 い~ろ, 2137 い, 2138 い~は, 2140 い, 2141 い~は, 2142 い, 2143 い~ろ, 2144 い~ろ, 2145 い~は, 2146 い~に, 2147 い~は, 2148 い, 2149 い, 2150 ろ~ほ, 2151 い, 2152 い~は, 2153 い, 3006 い~は, 3007 い~ほ, 3008 い~は, 3009 い~に, 3012 ろ~に, 3013 い, 3014 い~ろ, 3017 い~ろ, 3018 い~ろ, 3019 い~ろ, 3020 い~は, 3021 い~ろ, 3022 い~に, 3023 い~ほ, 3024 い~に, 3025 い~は, 3026 い~は, 3027 い~ろ, 3028 い~は, 3029 い~に, 3030 い~に, 3031 い~に, 3032 い, 3033 い~は, 3034 い~ろ, 3035 い~は, 3036 い~に, 3037 い~に, 3038 い~は, 3039 い~に, 3040 い~は, 3041 い~は, 3042 い~ろ, 3043 い~は, 3044 い~ろ, 3045 い~ろ, 3046 い~は, 3052 い~に, 3053 い~ほ, 3054 い~は, 3055 い~に, 3056 い~に, 3057 い, 3057 は~ほ, 3058 い~は, 3059 い~に, 3060 い~ほ, 3061 ろ, 3062 い, 3062 は~に, 3063 い~ろ, 3064 い~へ, 3065 い~に, 3066 い~へ, 3067 い~に, 3068 い~に, 3069 い~に, 3070 い~に, 3071 い~は, 3072 い~は, 3076 い~ほ, 3077 い~は, 3078 い~ほ, 3079 い~に, 3080 い~ろ, 3082 い, 3082 は~に, 3083 い~ろ, 3084 ろ~へ, 3085 い, 3086 い, 3087 い~と, 3088 い~は, 3089 い~ろ, 3090 い~は, 3091 い~ほ, 3092 い~ろ, 3093 い, 3094 い~ろ, 3094 ほ, 3095 い~ろ, 3096 い~は, 3097 い~ろ, 3098 い, 3101 い, 3102 い, 3102 は~に, 3103 い~は, 3104 い~に, 3105 い~へ, 3106 い~に, 3107 い~に, 3108 い, 3109 い~に, 3110 い~に, 3111 い~は, 3112 い~へ, 3113 い~は, 3114 い~へ</p>	
--	---	--

区分	森林の区域	面積 (ha)
土地に関する災害の防止及び土壌の保全の機能、快適な環境の形成の機能又は保健機能等の維持増進を図るための森林施策を推進すべき森林	山地災害防止機能/土壌保全機能維持増進森林 0006 ろ~ほ, 0007 い, 0007 は, 0009 い, 0010 い~ろ, 0013 い, 0014 い, 0015 ろ, 0016 い, 0019 に, 0019 へ, 0023 ろ, 0024 に, 0025 い~ろ, 0026 い~は, 0027 ろ~に, 0028 い, 0029 に, 0030 い~に, 0031 へ, 0032 ろ, 0032 に~ほ, 0032 と, 0032 り, 0034 い~ほ, 0035 い, 0037 ろ~に, 0038 い, 0038 は~に, 0040 ろ, 0041 い~ろ, 0042 い, 0043 い~ろ, 0044 ろ, 0045 い~ろ, 0046 い~ろ, 0047 い~は, 0048 い~は, 0049 い~は, 0050 い~に, 0051 い~に, 0052 い~は, 0053 い~に, 0054 に~ほ, 0055 に, 0056 は~ほ, 0057 い, 0062 い~ろ, 0063 い~ろ, 0064 は~ほ, 0065 に, 0066 い~ろ, 0066 ほ~と, 0069 い~は, 0070 い, 0071 い~は, 0072 ろ~に, 0073 い~ろ, 0073 に, 0074 い~は, 0075 い, 0075 に, 0076 に, 0077 い~ろ, 0077 に, 0079 ろ~は, 0080 は, 0081 は, 0082 に, 0085 い, 0086 ほ, 0089 に, 0090 に, 0091 に~へ, 0092 ろ, 0093 い, 0093 へ~と, 0094 ろ~は, 0095 に, 0096 い~に, 0097 ろ~に, 0098 い~に, 0100 い~と, 0101 い~に, 0102 い~は, 0103 い, 0104 い~は, 0105 い, 0105 は, 0106 ろ, 0108 い~ろ, 0109 は~に, 0110 は~へ, 0111 に, 0112 い~に, 0113 ろ, 0113 に, 0114 ろ~は, 0115 い~は, 0115 ほ~ち, 0116 い~に, 0117 い, 0118 い~ろ, 0118 ほ, 0119 い, 0119 に, 0120 い~に, 0120 へ, 0120 ち~ぬ, 0121 い~は, 0121 ほ~と, 0122 い~に, 0122 へ~と, 0123 ぬ~る, 0124 い, 0124 に~り, 0125 に, 0126 い~ろ, 0126 に~ほ, 0127 に, 0137 ち, 0139 い~ろ, 0139 に~ほ, 0140 い~ろ, 0140 ほ, 0141 い~ろ, 0145 は~ほ, 0146 い~に, 0147 い~は, 0147 ほ, 0148 ろ~に, 0149 い~ろ, 0150 い, 0150 ほ, 0150 ぬ, 0151 い~は, 0152 い, 0154 い~ろ, 0155 い~ろ, 0156 に~へ, 0157 い~ろ, 1002 ろ~に, 1003 い~ろ, 1004 い~ろ, 1005 い, 1006 ろ, 1007 い~は, 1008 は~に, 1009 い, 1010 は, 1011 は, 1012 い, 1012 は, 1013 い~に, 1014 い~ろ, 1014 に~ほ, 1016 い~ろ, 1017 ろ~は, 1018 ろ, 1021 い~ろ, 1029 は~ほ, 1030 い, 1031 は, 1032 に, 1038 は~に, 1038 と, 1040 ほ, 1041 い~ほ, 1045 い, 1045 は, 1046 い~ろ, 1047 い~ろ, 1047 に, 1047 へ, 1048 い~ろ, 1049 ろ~に, 1050 い, 1050 は~に, 1051 ち, 1052 ろ~ほ, 1053 は, 1053 へ, 1054 ろ, 1056 い, 1056 ち~り, 1060 は~と, 1061 ろ~は, 1062 ろ, 1062 と, 1063 い, 1063 に~ほ, 1065 へ, 1066 は, 1066 へ, 1067 い, 1067 へ, 1069 い, 1070 い, 1072 に, 1074 ろ, 1079 は, 1083 い, 1083 ほ, 1092 に~ほ, 2002 い, 2003 ろ, 2005 と~ち, 2007 ろ, 2008 ろ, 2008 と, 2010 い, 2010 は, 2014 へ, 2016 ろ, 2016 に, 2017 に~ほ, 2018 い~ろ, 2022 ろ~は, 2025 に~ほ, 2026 ろ, 2037 い, 2037 に, 2037 と, 2040 は~ほ, 2041 は, 2042 い~ろ, 2044 は, 2044 ほ~へ, 2046 ろ~は, 2047 は, 2048 ろ, 2049 に, 2049 へ, 2063 ろ, 2068 い, 2069 い, 2080 い, 2084 い, 2089 ほ, 2095 い, 2098 い~ろ, 2100 い~ろ, 2103 い, 2103 は, 2104 は, 2114 い, 2120 い, 2121 い, 2131 い, 2132 ろ, 2133 い, 2138 ろ, 2140 い, 2141 い, 2142 い, 2150 い~ほ, 3001 ろ~に, 3002 は~に, 3004 い~ろ, 3006 い, 3007 は~ほ, 3008 い~ろ, 3009 は~に, 3010 ろ~ほ, 3013 い, 3018 い~ろ, 3020 い, 3021 ろ, 3024 ろ, 3025 ろ, 3028 い~は, 3029 ろ, 3030 ろ, 3031 に, 3033 い~は, 3034 い~ろ, 3035 い~は, 3036 い, 3037 い~に, 3038 い, 3038 は, 3039 は, 3044 い~ろ, 3050 い~に, 3050 へ, 3051 い~に, 3052 い~に, 3053 は~に,	7,735

	<p>3058 い～ろ, 3059 は, 3060 い, 3063 い～ろ, 3066 は, 3066 ほ～へ, 3067 に, 3068 に, 3069 ろ～は, 3071 い～は, 3072 は, 3073 い, 3074 い, 3075 い, 3076 い, 3076 は, 3077 ろ～は, 3078 い, 3078 ほ, 3079 い～に, 3080 い～は, 3083 い～ろ, 3086 い, 3087 い～と, 3089 ろ, 3090 い～は, 3091 い～ほ, 3094 ろ, 3097 い～ろ, 3098 い, 3105 い, 3105 に～へ, 3106 は, 3109 に, 3114 へ</p> <p>「0139 い」の内、施業番号 1 口～2 口が該当する 「0139 ろ」の内、施業番号 1 口～1 二が該当する 「0139 に」の内、施業番号 2、3 が該当する 「0139 ほ」の内、施業番号 1、2、4 が該当する 「1049 ろ」の内、施業番号 7 が該当する 「1049 に」の内、施業番号 11 は含めない 「1050 は」の内、施業番号 7 は含めない 「1050 に」の内、施業番号 2、8 イ～8 ハ、9 イ～11 は含めない 「1052 ろ」の内、施業番号 1 イが該当する 「1052 は」の内、施業番号 1 口、2、6 ハ、7～12 は含めない 「1052 に」の内、施業番号 1 ハ、5 は含めない 「1052 ほ」の内、施業番号 16、20 は含めない 「2014 へ」の内、施業番号 7～14 は含めない 「2025 ほ」の内、施業番号 16 が該当する 「2040 に」の内、施業番号 1～3 口が該当する 「2063 ろ」の内、施業番号 6 は含めない 「2069 い」の内、施業番号 1 イ～口、10 口が該当する 「2095 い」の内、施業番号 3 イ～5 ハが該当する 「2096 い」の内、施業番号 8 イ、10～11 二が該当する 「2098 ろ」の内、施業番号 7～10、12 イ～口、14 が該当する 「2142 い」の内、施業番号 2～3 が該当する 「3018 い」の内、施業番号 6 口～10 口が該当する 「3018 ろ」の内、施業番号 3～24 が該当する 「3034 ろ」の内、施業番号 1 口、3 ハ、14 が該当する 「3035 い」の内、施業番号 1 口～14 口、16、17 が該当する 「3035 ろ」の内、施業番号 24 口、25 口が該当する 「3053 に」の内、施業番号 1～4 が該当する 「3069 は」の内、施業番号 1 イ～ホが該当する 「3078 ほ」の内、施業番号 3～5 が該当する 「3079 ろ」の内、施業番号 2、3 が該当する</p>	
快適環境 形成機能 維持増進 森林	なし	0
保健機能等 維持増進 森林	<p>0001 に, 0002 い, 0027 に, 0028 い, 0056 は～ほ, 0063 い, 0126 ろ, 0140 い～ろ, 0140 ほ, 0141 い～ろ, 0160 い～ろ, 0162 い, 1014 に～ほ, 3090 は, 3091 い, 3091 ほ</p>	395

<p>木材生産 機能維持 増進森林</p>	<p>0001 い~に, 0002 い~は, 0003 い~ほ, 0004 い~ろ, 0005 い~ほ, 0006 い~ほ, 0007 い~は, 0008 い~へ, 0009 い~は, 0010 い~に, 0011 い~に, 0012 い~へ, 0013 い, 0013 は~に, 0014 い~は, 0015 い~ろ, 0016 い~ほ, 0017 い~ろ, 0018 い~は, 0019 い~へ, 0020 い~へ, 0021 い~へ, 0022 い~ろ, 0023 い~ほ, 0024 い~に, 0025 い~は, 0026 い~は, 0027 い~に, 0028 い~ほ, 0029 い~に, 0030 い~に, 0031 い~へ, 0032 い~を, 0033 い~ほ, 0034 い~へ, 0035 い, 0036 い~に, 0036 へ~と, 0037 い~に, 0038 い~に, 0039 い~は, 0040 い~は, 0041 い~は, 0042 い~ほ, 0043 い~ろ, 0044 い~に, 0045 い~ろ, 0046 い~ろ, 0047 い~は, 0048 い~は, 0049 い~は, 0050 い~に, 0051 い~に, 0052 い~は, 0053 い~に, 0054 い~ほ, 0055 ろ~り, 0056 い~ほ, 0057 い~に, 0058 い~ほ, 0059 い~ほ, 0060 い~は, 0061 い~に, 0062 い~は, 0063 い~ろ, 0064 い~へ, 0065 い~に, 0066 い~り, 0067 い~は, 0068 い~は, 0069 い~は, 0070 い, 0071 い~は, 0072 い~へ, 0073 い~に, 0074 い~へ, 0075 い~に, 0076 い~ほ, 0077 い~に, 0078 い, 0079 い~に, 0080 い~は, 0081 い~は, 0082 い~に, 0083 い~と, 0084 い~ろ, 0085 い~ろ, 0086 い~ほ, 0087 い~ろ, 0088 い, 0089 い~に, 0090 い~に, 0091 い~へ, 0092 い~に, 0093 い~と, 0094 い~に, 0095 い~に, 0096 い~に, 0097 い~に, 0098 い~に, 0099 い, 0100 い~と, 0101 い~に, 0102 い~に, 0103 い~は, 0104 い~は, 0105 い~は, 0106 い~へ, 0107 い~は, 0108 い~ろ, 0109 い~へ, 0110 い~へ, 0111 い~に, 0112 い~ほ, 0113 い~ほ, 0114 い~に, 0115 い~ち, 0116 い~に, 0117 い~へ, 0118 い~ほ, 0119 い~ほ, 0120 い~ぬ, 0121 い~ち, 0122 い~と, 0123 い~る, 0124 い~る, 0125 い~に, 0126 い~ほ, 0127 い~と, 0128 い~へ, 0129 い~へ, 0130 い~は, 0131 い~に, 0132 い~ほ, 0133 い~へ, 0134 い~ほ, 0135 い~ほ, 0136 い~に, 0137 い~ち, 0138 い~ほ, 0139 い~ほ, 0140 い~へ, 0141 い~に, 0142 い~と, 0143 い~と, 0144 い~は, 0145 い~ほ, 0146 い~ほ, 0147 い~ほ, 0148 い~に, 0149 い~ち, 0150 い~ぬ, 0151 い~に, 0152 い~は, 0153 い~ろ, 0154 い~ろ, 0155 い~は, 0156 い~へ, 0157 い~ろ, 0158 い, 0159 い, 0160 い~ろ, 0161 い, 0162 い, 1001 い~と, 1002 い~に, 1003 い~に, 1004 い~に, 1005 い~は, 1006 い~ろ, 1007 い~は, 1008 い~に, 1009 い~ろ, 1010 い~は, 1011 い~に, 1012 い~は, 1013 い~に, 1014 い~ほ, 1015 い~へ, 1016 い~と, 1017 い~ほ, 1018 い~に, 1019 い~へ, 1020 い~に, 1021 い~は, 1022 い~へ, 1023 い~ほ, 1024 い~へ, 1025 い~ほ, 1026 い~ほ, 1027 い~ほ, 1028 い~に, 1029 い~と, 1030 い~ほ, 1031 い~ほ, 1032 い~に, 1033 い~は, 1034 い~は, 1035 い~は, 1036 い~は, 1037 い~に, 1038 い~ほ, 1038 と, 1039 い~ろ, 1039 に~ち, 1039 ぬ, 1040 い~ほ, 1041 い~る, 1042 い~に, 1043 い~ろ, 1044 い~は, 1045 い~は, 1046 い~ろ, 1047 い~へ, 1048 い~ち, 1049 い~ほ, 1050 い~へ, 1051 い~ち, 1052 い~ほ, 1053 い~へ, 1054 い~に, 1055 い~ろ, 1056 い~り, 1057 い~と, 1058 い~ろ, 1059 い~に, 1060 い~と, 1061 い~ほ, 1062 い~と, 1063 い~ほ, 1064 い~は, 1065 い~と, 1066 い~ち,</p>	<p>27, 148</p>
-------------------------------	--	----------------

	<p> 1067 い~へ, 1068 い~ろ, 1069 い~ほ, 1070 い~に, 1071 い~に, 1072 い~に, 1073 い~ろ, 1073 に, 1074 い~へ, 1075 い~に, 1076 い~ほ, 1077 い~ろ, 1078 い~は, 1079 い~は, 1080 い~ち, 1081 い~に, 1082 い~ほ, 1083 い~と, 1084 い~へ, 1085 い~に, 1086 い~ほ, 1087 い~へ, 1088 い~は, 1089 い~ほ, 1090 い~は, 1091 い~に, 1092 い~ほ, 2001 い~は, 2002 い~ほ, 2003 い~へ, 2004 い~に, 2005 い~り, 2006 い~へ, 2007 い~ち, 2008 い~ち, 2009 い~へ, 2010 い~に, 2011 い~ち, 2012 い~に, 2013 い~に, 2014 い~ぬ, 2015 い~ほ, 2016 い~と, 2017 い~ほ, 2018 い~に, 2019 い~へ, 2020 い~は, 2020 ほ~へ, 2021 い~ほ, 2022 い~ほ, 2023 い~ほ, 2024 い~ほ, 2025 い~へ, 2026 い~と, 2027 い~は, 2028 い~に, 2029 い~に, 2030 い~ほ, 2031 い~と, 2032 い~と, 2033 い~と, 2034 い~へ, 2035 い~ち, 2036 い~ほ, 2037 い~ち, 2038 い~ほ, 2039 い~ほ, 2040 い~へ, 2041 い~に, 2042 い~へ, 2043 い~に, 2044 い~へ, 2045 い~ろ, 2045 に, 2046 い~は, 2047 い~は, 2048 い~は, 2049 い~へ, 2050 い, 2051 い~に, 2052 い~は, 2053 い~は, 2054 い~に, 2054 へ, 2055 い~へ, 2056 い~は, 2057 い~ろ, 2058 い, 2059 い~は, 2060 い~は, 2061 い~は, 2062 い~ろ, 2063 い~に, 2064 い~に, 2065 い~ろ, 2066 い~は, 2067 い, 2068 い, 2069 い, 2070 い~に, 2071 い~ろ, 2072 い~へ, 2073 い~ろ, 2074 い~に, 2075 い~は, 2076 い~は, 2077 い~は, 2078 い~に, 2079 い~ろ, 2080 い~ほ, 2081 い~へ, 2082 い~ろ, 2083 い~に, 2084 い, 2085 い~ろ, 2086 い~ろ, 2087 い~へ, 2088 い~へ, 2089 ろ~ほ, 2090 い~ろ, 2091 い~ろ, 2092 い~に, 2093 い~は, 2094 い, 2095 い, 2096 い~ろ, 2097 い~ろ, 2098 い~ろ, 2099 い~ろ, 2100 い~ろ, 2101 い~ろ, 2102 い~ろ, 2103 い~ろ, 2104 い~は, 2105 い, 2106 い, 2107 い, 2108 い~ろ, 2109 い~ろ, 2110 い~ろ, 2111 い, 2112 い~は, 2113 い~は, 2114 い~ろ, 2115 い, 2116 い~ろ, 2117 い~ろ, 2118 い~ろ, 2119 い, 2120 い, 2121 い~ろ, 2122 い~ろ, 2123 い, 2123 に, 2124 い~に, 2125 い, 2125 は~に, 2126 い, 2127 い, 2128 い, 2129 い~ろ, 2130 い~ろ, 2131 い~ろ, 2132 い~ろ, 2133 い~ろ, 2135 い~は, 2136 い~ろ, 2137 い, 2138 い~ろ, 2139 は, 2140 い, 2141 い~は, 2142 い, 2143 い~ろ, 2144 い~ろ, 2145 い~は, 2146 い~に, 2147 い~は, 2148 い, 2149 い, 2150 ろ~ほ, 2151 い, 2152 い~は, 2153 い, 3001 い~に, 3002 い~に, 3003 い, 3004 い~ろ, 3005 い~ろ, 3006 い~は, 3007 い~ほ, 3008 い~は, 3009 い~に, 3010 い~ほ, 3011 い~は, 3012 い~に, 3013 い, 3014 い~ろ, 3015 い, 3016 い~に, 3017 い~ろ, 3018 い~ろ, 3019 い~ろ, 3020 い~は, 3021 い~ろ, 3022 い~に, 3023 い~ほ, 3024 い~に, 3025 い~は, 3026 い~は, 3027 い~ろ, 3028 い~は, 3029 い~に, 3030 い~に, 3031 い~に, 3032 い, 3033 い~は, 3034 い~ろ, 3035 い~に, 3036 い~に, 3037 い~に, 3038 い~は, 3039 い~に, 3040 い~は, 3041 い~は, 3042 い~ろ, 3043 い~は, 3044 い~ろ, 3045 い~ろ, 3046 い~は, 3047 い~ほ, 3048 い, 3049 い, 3050 い~へ, 3051 い~に, 3052 い~に, 3053 い~ほ, 3054 い~は, 3055 い~に, 3056 い~に, 3057 い, 3057 は~ほ, 3058 い~は, 3059 い~に, 3060 い~ほ, 3061 ろ, 3062 い, 3062 は~に, 3063 い~ろ, 3064 い~へ, 3065 い~に, </p>	
--	--	--

		<p>3066 い~へ, 3067 い~ほ, 3068 い~に, 3069 い~に, 3070 い~に, 3071 い~は, 3072 い~は, 3076 い~ほ, 3077 い~は, 3078 い~ほ, 3079 い~に, 3080 い~は, 3082 い, 3082 は~に, 3083 い~ろ, 3084 ろ~へ, 3085 い, 3086 い, 3087 い~と, 3088 い~は, 3089 い~ろ, 3090 い~は, 3091 い~ほ, 3092 い~ろ, 3093 い, 3094 い~ろ, 3094 ほ, 3095 い~ろ, 3096 い~は, 3097 い~ろ, 3098 い, 3101 い, 3102 い, 3102 は~に, 3103 い~は, 3104 い~に, 3105 い~へ, 3106 い~に, 3107 い~に, 3108 い, 3109 い~に, 3110 い~に, 3111 い~は, 3112 い~へ, 3113 い~は, 3114 い~へ</p>	
--	--	--	--

【別表2】

区分	施業の方法	森林の区域	面積(ha)	備考
水源のかん養の機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林	伐期の延長 ・適正な林齢での主伐標準伐期齢+10年以上 ・皆伐20ha以下	0006い, 0007ろ, 0008い~へ, 0009ろ~は, 0010は~に, 0011い~に, 0012い~ほ, 0015い, 0016ろ~に, 0017い~ろ, 0018い~は, 0019い~は, 0019ほ, 0020い~へ, 0021い~へ, 0028ろ~ほ, 0029い~は, 0031い~ほ, 0037い, 0038ろ, 0039い~は, 0040い, 0040は, 0042ろ, 0043ろ, 0044い~に, 0045い~ろ, 0046い~ろ, 0047い~は, 0048い~は, 0049ろ~は, 0050い~に, 0051い~に, 0052い~は, 0053い~に, 0054い~ほ, 0055ろ~は, 0056い~ろ, 0057ろ~に, 0058い~ほ, 0059い~ほ, 0060い~は, 0061い~に, 0062は, 0072い, 0072ほ~へ, 0073は, 0074に~へ, 0075ろ~は, 0076い~は, 0076ほ, 0077は, 0078い, 0079い, 0079に, 0080い~ろ, 0081い~ろ, 0082い~は, 0083い~ち, 0084い~ろ, 0085ろ, 0086い~に, 0087い~ろ, 0088い, 0089い~は, 0090い~は, 0091い~は, 0092い, 0092は~に, 0093ろ~ほ, 0094い, 0094に, 0095い~は, 0106ほ~へ, 0107い~は, 0109い~ろ, 0109ほ~へ, 0112ほ, 0113い, 0113は, 0113ほ, 0114い, 0114に, 0115に, 0116に, 0117ろ~へ, 0118は~に, 0119ろ, 0119ろ~は, 0119ほ, 0120ほ, 0120と, 0121に, 0121ち, 0122ほ, 0123い~り, 0124い~は, 0126は, 0127い~ほ, 0128い~へ, 0130い~は, 0131い~に, 0133い~へ, 0134い~ほ, 0135い~ほ, 0138い~ほ, 0139い~へ, 0140は~に, 0140へ, 0141は~に, 0142い~と, 0145い~ろ, 0146ほ, 0147に, 0148い, 0149は~ち, 0150ろ~に, 0150へ~り, 0156い~は, 0158い, 0159い, 0161い, 1001い~と, 1002い, 1003は~に, 1004は~に, 1005ろ~は, 1006い, 1008い~ろ, 1009ろ, 1010い~ろ, 1011い~ろ, 1011に, 1012ろ, 1014は, 1015い~へ, 1016は~と, 1017い, 1017に~ほ, 1018い~に, 1019い~へ, 1020い~に, 1021は, 1022い~へ, 1023い~ほ, 1024い~へ, 1025い~ほ, 1026い~ほ, 1027い~ほ, 1028い~に, 1029い~ろ, 1029ほ~と, 1030ろ~ほ, 1031い~ろ, 1031に~ほ, 1032い~は, 1033い~は, 1034い~は, 1035い~は, 1036い~は, 1037い~に, 1038い~ろ, 1038ほ, 1039い~ぬ, 1040い~ほ, 1041へ~る, 1042い~に, 1047は, 1047ほ~へ, 1048は~ち, 1049い~ろ, 1049に~ほ, 1050い~へ, 1051い~ち, 1052い~ほ, 1053い~ろ, 1053に~ほ, 1056と, 1057い~ろ, 1057に~へ, 1087い~へ, 1088い~は, 1089い~ほ, 2001い~は, 2002ろ~ほ, 2003い, 2003は~へ, 2004い~に, 2005い~へ, 2006い~へ, 2007い~へ, 2008い, 2008は~へ, 2008ち, 2009は~へ, 2010ろ, 2010に, 2011い~ち, 2012い~に, 2013い~に, 2014い~ぬ, 2015い~ほ, 2016い, 2016は, 2016ほ~と, 2017い~は, 2018は~に, 2019い~へ, 2020い~へ, 2021い~ほ, 2022い, 2022に~ほ, 2023い~ほ, 2024い~ほ, 2025い~は, 2025ほ~へ,	16, 316	保安林の指定地については、指定施業要件に準ずる。

		<p>2026い, 2026は~と, 2027い~は, 2028い~に, 2029い~に, 2030い~ほ, 2031い~と, 2032い~と, 2033い~と, 2034い~へ, 2035い~ち, 2036い~ほ, 2037ろ~は, 2037ほ~へ, 2037ち, 2038い~ほ, 2039い~ほ, 2040い~へ, 2041い, 2041い~ろ, 2041に, 2042は~へ, 2043い~に, 2044い~ろ, 2044に, 2045い~に, 2046い, 2047い~ろ, 2048い, 2048は, 2049い~は, 2049ほ, 2050い, 2051い~に, 2052い~は, 2053い~は, 2054い, 2054ろ, 2054は, 2054い~に, 2054へ, 2055い~へ, 2056い~は, 2057い~ろ, 2058い, 2059い~は, 2060い~は, 2061い~は, 2062い~ろ, 2063い~に, 2064い~に, 2065い~ろ, 2066い~は, 2067い, 2069い, 2070い~に, 2071い~ろ, 2072い~へ, 2073い~ろ, 2074い~に, 2075い~は, 2076い~は, 2077い~は, 2078い~に, 2079い~ろ, 2080ろ~ほ, 2081い~ほ, 2082い~ろ, 2083い~に, 2086い~ろ, 2087い~へ, 2088い~へ, 2090い~ろ, 2091い~は, 2092い~に, 2093い~は, 2094い, 2095い, 2096い~ろ, 2097い~ろ, 2098い~ろ, 2099い~ろ, 2101い~ろ, 2102い~ろ, 2103ろ, 2104い~ろ, 2105い, 2106い, 2107い, 2108い~ろ, 2109い~ろ, 2110い~ろ, 2111い, 2112い~は, 2113い~は, 2114ろ, 2115い, 2116い~ろ, 2117い~ろ, 2118い~ろ, 2119い~ろ, 2121ろ, 2122い~ろ, 2123い~に, 2124い~に, 2125い, 2125は~に, 2126い, 2127い, 2128い, 2129い~ろ, 2130い~は, 2131ろ, 2132い, 2133ろ, 2134い, 2135い~は, 2136い~ろ, 2137い, 2138い, 2139い~は, 2141ろ~は, 2142い, 2143い~に, 2144い~ろ, 2145い~は, 2146い~に, 2147い~は, 2148い, 2149い, 2151い, 2152い~は, 2153い, 3006ろ~は, 3007い~ろ, 3007ほ, 3008は, 3009い~ろ, 3012ろ~に, 3014い~ろ, 3017い~ろ, 3018い~ろ, 3019い~ろ, 3020ろ~は, 3021い, 3022い~に, 3023い~ほ, 3024い, 3024は~に, 3025い, 3025は, 3026い~は, 3027い~ろ, 3029い, 3029は~に, 3030い, 3030は~に, 3031い~は, 3032い, 3034ろ, 3035い~ろ, 3036ろ~に, 3038ろ, 3039い~ろ, 3039に, 3040い~は, 3041い~は, 3042い~ろ, 3043い~は, 3044い, 3045い~ろ, 3046い~は, 3053い~ろ, 3053に~ほ, 3054い~は, 3055い~に, 3056い~に, 3057い~ほ, 3058は, 3059い~ろ, 3059に, 3060ろ~ほ, 3061い~は, 3062い~に, 3064い~へ, 3065い~に, 3066い~ろ, 3066に~ほ, 3067い~は, 3068い~は, 3069い~に, 3070い~に, 3072い~ろ, 3076ろ, 3076に~ほ, 3077い, 3078ろ~ほ, 3079ろ, 3082い~に, 3084い~と, 3085い, 3088い~は, 3089い, 3092い~ろ, 3093い, 3094い, 3094は~ほ, 3095い~ろ, 3096い~は, 3098ろ, 3099い~は, 3101い, 3102い~に, 3103い~は, 3104い~に, 3105ろ~は, 3106い~ろ, 3106に, 3107い~に, 3108い, 3109い~は, 3110い~に, 3111い~は, 3112い~へ, 3113い~は, 3114い~ほ, 「0139い」の内、施業番号1口~2口以外 「0139ろ」の内、施業番号1口~1二以外 「0139に」の内、施業番号2、3以外</p>	
--	--	--	--

		<p>「0139 ほ」の内、施業番号1、2、4以外 「1049 ろ」の内、施業番号7以外 「1049 に」の内、施業番号11が該当 「1050 は」の内、施業番号7が該当 「1050 に」の内、施業番号2、8イ~8ハ、9イ~11が該当 「1052 ろ」の内、施業番号1イが該当 「1052 は」の内、施業番号1口、2、6ハ、7~12が該当 「1052 に」の内、施業番号1ハ、5が該当 「1052 ほ」の内、施業番号16、20が該当 「2014 へ」の内、施業番号7~14が該当 「2025 ほ」の内、施業番号16以外 「2040 に」の内、施業番号1~3口以外 「2063 ろ」の内、施業番号6が該当 「2069 い」の内、施業番号1イ~口、10口以外 「2095 い」の内、施業番号3イ~5ハ以外 「2096 い」の内、施業番号8イ、10~11ニ以外 「2098 ろ」の内、施業番号7~10、12イ~口、14以外 「2142 い」の内、施業番号2~3以外 「3018 い」の内、施業番号6口~10口以外 「3018 ろ」の内、施業番号3~24以外 「3034 ろ」の内、施業番号1口、3ハ、14以外 「3035 い」の内、施業番号1口~14口、16、17以外 「3035 ろ」の内、施業番号24口、25口以外 「3053 に」の内、施業番号1~4以外 「3069 は」の内、施業番号1イ~ホ以外 「3078 ほ」の内、施業番号3~5以外 「3079 ろ」の内、施業番号2、3以外</p>		
<p>土地に関する災害の防止及び土壌の保全の機能、快適な環境の形成の機能又は保健機能等の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林</p>	<p>長伐期施業 ・適正な林齢での主伐標準伐期齡×2以上 ・皆伐20ha以下</p>	<p>0001に、0002い、0006ろ~ほ、0007い、0007は、0009い、0010い~ろ、0013い、0014い、0015ろ、0016い、0019に、0019へ、0023ろ、0024に、0025い~ろ、0026い~は、0027ろ~に、0028い、0029に、0030い~に、0031へ、0032ろ、0032に~ほ、0032と、0032り、0034い~ほ、0035い、0037ろ~に、0038い、0038は~に、0040ろ、0041い~ろ、0042い、0043い、0049い、0055に、0056は~ほ、0057い、0062い~ろ、0063い~ろ、0064は~ほ、0065に、0066い~ろ、0066ほ~と、0069い~は、0070い、0071い~は、0072ろ~に、0073い~ろ、0073に、0074い~は、0075い、0075に、0076に、0077い~ろ、0077に、0079ろ~は、0080は、0081は、0082に、0085い、0086ほ、0089に、0090に、0091に~へ、0092ろ、0093い、0093へ~と、0094ろ~は、0095に、0096い~に、0097ろ~に、0098い~に、0100い~と、0101い~に、0102い~は、0103い、0104い~は、0105い~は、0106ろ、0108い~ろ、0109は~に、0110は~へ、0111に、0112い~に、0113ろ~に、0114ろ~は、0115い~は、0115ほ~ち、0116い~に、0117い、0118い~ろ、0118ほ、0119い、0119に、0120い~は、0120に、0120へ、0120ち~ぬ、0121い、0121ろ、0121は、0121ほ、0121へ、0121い~と、0122い~は、0122に、0122へ~と、0123ぬ~る、0124い、0124に~り、0125に、0126い~ろ、</p>	7, 513	

		<p>0126 に~ほ, 0127 に, 0137 ち, 0139 い~ろ, 0139 に~ほ, 0140 い~ろ, 0140 い~ほ, 0141 い~ろ, 0145 は~ほ, 0146 い~に, 0147 い~は, 0147 ほ, 0148 ろ~に, 0149 い~ろ, 0150 い, 0150 ほ, 0150 ん, 0151 い~は, 0152 い, 0154 い~ろ, 0155 い~ろ, 0156 に~へ, 0157 い~ろ, 0159 い, 0160 い~ろ, 0162 い, 1002 ろ~に, 1003 い~ろ, 1004 い~ろ, 1005 い, 1006 ろ, 1007 い~は, 1008 は~に, 1009 い, 1010 は, 1011 は, 1012 い, 1012 は, 1013 い~に, 1014 い~ろ, 1014 に~ほ, 1016 い~ろ, 1017 ろ~は, 1018 ろ, 1021 い~ろ, 1029 は~ほ, 1030 い, 1031 は, 1032 に, 1038 は~に, 1038 と, 1040 ほ, 1041 い~ほ, 1045 い, 1045 は, 1046 い~ろ, 1047 い~ろ, 1047 に, 1047 へ, 1048 い~ろ, 1049 ろ~に, 1050 い, 1050 は~に, 1051 ち, 1052 ろ~ほ, 1053 は, 1053 へ, 1054 ろ, 1056 い, 1056 ち~り, 1060 は~と, 1061 ろ~は, 1062 ろ, 1062 と, 1063 い, 1063 に~ほ, 1065 へ, 1066 は, 1066 へ, 1067 い, 1067 へ, 1069 い, 1070 い, 1072 に, 1074 ろ, 1079 は, 1083 い, 1083 ほ, 1092 に~ほ, 2002 い, 2003 ろ, 2005 と~ち, 2007 ろ, 2008 ろ, 2008 と, 2010 い, 2010 は, 2014 へ, 2016 ろ, 2016 に, 2017 に~ほ, 2018 い~ろ, 2022 ろ~は, 2025 に~ほ, 2026 ろ, 2037 い, 2037 に, 2037 と, 2040 は~ほ, 2041 は, 2042 い~ろ, 2044 は, 2044 ほ~へ, 2046 ろ~は, 2047 は, 2048 ろ, 2049 に, 2049 へ, 2063 ろ, 2068 い, 2069 い, 2080 い, 2084 い, 2089 ほ, 2095 い, 2098 い~ろ, 2100 い~ろ, 2103 い, 2103 は, 2104 は, 2114 い, 2120 い, 2121 い, 2131 い, 2132 ろ, 2133 い, 2138 ろ, 2140 い, 2141 い, 2142 い, 2150 い~ほ, 3001 ろ~に, 3002 は~に, 3004 い~ろ, 3006 い, 3007 は~ほ, 3008 い~ろ, 3009 は~に, 3010 ろ~ほ, 3013 い, 3018 い~ろ, 3020 い, 3021 ろ, 3024 ろ, 3025 ろ, 3028 い~は, 3029 ろ, 3030 ろ, 3031 に, 3033 い~は, 3034 い~ろ, 3035 い~は, 3036 い, 3037 い~に, 3038 い, 3038 は, 3039 は, 3044 い~ろ, 3050 い~に, 3050 へ, 3051 い~に, 3052 い~に, 3053 は~に, 3058 い~ろ, 3059 は, 3060 い, 3063 い~ろ, 3066 は, 3066 ほ~へ, 3067 に, 3068 に, 3069 ろ~は, 3071 い~は, 3072 は, 3073 い, 3074 い, 3075 い, 3076 い, 3076 は, 3077 ろ~は, 3078 い, 3078 ほ, 3079 い~に, 3080 い~は, 3083 い~ろ, 3086 い, 3087 い~と, 3089 ろ, 3090 い~は, 3091 い~ほ, 3094 ろ, 3097 い~ろ, 3098 い, 3105 い, 3105 に~へ, 3106 は, 3109 に, 3114 へ</p> <p>「0139 い」の内、施業番号 1 口~2 口が該当 「0139 ろ」の内、施業番号 1 口~1 二が該当 「0139 に」の内、施業番号 2、3 が該当 「0139 ほ」の内、施業番号 1、2、4 が該当 「1049 ろ」の内、施業番号 7 が該当 「1049 に」の内、施業番号 11 は含めない 「1050 は」の内、施業番号 7 は含めない 「1050 に」の内、施業番号 2、8 イ~8 八、9 イ~11 は含めない 「1052 ろ」の内、施業番号 1 イが該当</p>	
--	--	--	--

		<p>「1052 は」の内、施業番号 1 口、2、6 八、7~12 は含めない</p> <p>「1052 に」の内、施業番号 1 八、5 は含めない</p> <p>「1052 ほ」の内、施業番号 16、20 は含めない</p> <p>「2014 へ」の内、施業番号 7~14 は含めない</p> <p>「2025 ほ」の内、施業番号 16 が該当</p> <p>「2040 に」の内、施業番号 1~3 口が該当</p> <p>「2063 ろ」の内、施業番号 6 は含めない</p> <p>「2069 い」の内、施業番号 1 イ~口、10 口が該当</p> <p>「2095 い」の内、施業番号 3 イ~5 八が該当する</p> <p>「2096 い」の内、施業番号 8 イ、10~11 ニが該当</p> <p>「2098 ろ」の内、施業番号 7~10、12 イ~口、14 が該当</p> <p>「2142 い」の内、施業番号 2~3 が該当</p> <p>「3018 い」の内、施業番号 6 口~10 口が該当</p> <p>「3018 ろ」の内、施業番号 3~24 が該当</p> <p>「3034 ろ」の内、施業番号 1 口、3 八、14 が該当</p> <p>「3035 い」の内、施業番号 1 口~14 口、16、17 が該当</p> <p>「3035 ろ」の内、施業番号 24 口、25 口が該当</p> <p>「3053 に」の内、施業番号 1~4 が該当</p> <p>「3069 は」の内、施業番号 1 イ~ホが該当</p> <p>「3078 ほ」の内、施業番号 3~5 が該当</p> <p>「3079 ろ」の内、施業番号 2、3 が該当</p>		
	<p>択伐以外の方法による複層林施業</p> <p>・伐採率：70%以下</p> <p>・維持材積5割以上</p>	<p>0043 い~ろ, 0044 ろ, 0045 い~ろ, 0046 い~ろ, 0047 い~は, 0048 い~は, 0049 い~は, 0050 い~に, 0051 い~に, 0052 い~は, 0053 い~に, 0054 に~ほ, 0056 は~ほ, 0057 い</p>	402	
	<p>択伐による複層林施業</p> <p>・伐採率：30%以下の択伐, ただし人口植栽による場合</p> <p>・伐採率：40%以下</p> <p>立木材積 Ry0.75 以上</p> <p>で伐採後材積 Ry0.65 以下</p>	なし	0	

第5 作業路網その他森林の整備のために必要な施設の整備に関する事項

1 作業路網等の整備の方向

作業路の整備は、生産性の向上による効率的な林業経営の改善を図る上で基盤となる産業施設であるとともに、森林空間の総合的な利用の推進、山村地域における産業の振興や生活環境の整備の上でも重要な役割を果たしている。

また、作業路の整備は、林業機械の導入による労働強度の軽減のためにも重要である。

さらに、きめ細やかな森林施業を実施するためにも作業路の整備は重要であり、既設の林道・作業路との調整を図りながら、その効果が十分達せられるようその整備を図ることとする。

(1) 効率的な森林施業を推進するため路網密度の水準及び作業システム等

林道等路網の開設については、傾斜等の自然条件、事業量等のまとまり等地域の特性に応じて、環境負荷の低減に配慮し、搬出間伐の実施や多様な森林への誘導等に必要となる森林施業を効果的かつ効率的に実施するため、「林道」、「林業専用道」、「森林作業道」からなる路網と高性能林業機械を組み合わせた低コストで効率的な作業システムに対応したものとする。

その際の目安として、表1-1に路網密度の水準、表1-2に路網整備等推進区域を定める。

(用語の解説)

「林道」・・・一般車両の走行を想定する道

「林業専用道」・・・主として森林施業用の車両の走行を想定する道

「森林作業道」・・・集材や造材の作業を行う林業機械の走行を想定する道

【表1-1】路網密度の水準

(単位:m/ha)

区 分	作業システム	路網密度			合計
		基幹路網 (林道)	細部路網		
			うち林業専用道	森林作業道	
緩傾斜地 (0° ~ 15°)	車両系作業システム	15 ~ 20	20 ~ 30	65 ~ 200	100 ~ 250
中傾斜地 (15° ~ 30°)	車両系作業システム	15 ~ 20	10 ~ 20	50 ~ 160	75 ~ 200
	架線系作業システム			0 ~ 35	25 ~ 75
急傾斜地 (30° ~ 35°)	車両系作業システム	15 ~ 20	0 ~ 5	45 ~ 125	60 ~ 150
	架線系作業システム			0 ~ 25	15 ~ 50
急傾斜地 (35° ~)	架線系作業システム	5 ~ 15			5 ~ 15

(注) 当該水準は、木材搬出予定箇所に適用し、尾根、溪流、天然林等の除地には適用しない。

【表 1 - 2】路網整備等推進区域

路網整備等 推進区域名	面積 (ha)	開設予定路線	開設予定延長 (m)	対図面 番号	備考
西前山			400		林業専用道
西前山			350		森林作業道
氷沢			500		林業専用道
平井寺			800		林業専用道
別所			1,000		林業専用道
御岳堂			1,500		林業専用道
真田			600		林業専用道
真田			2,000		森林作業道
武石			600		林業専用道
浦野			300		森林作業道
大久保			350		森林作業道
野倉			3,000		森林作業道
殿城			2,700		森林作業道
計			14,100		

(2) 作業路網の整備及び維持運営に関する事項

ア 基幹路網(林道・林業専用道)に関する事項

基幹路網の作設にかかる留意点
林道規程及び長野県林業専用道作設指針に則り開設すること

基幹路網の整備計画
林道、林業専用道の開設・拡張に関する計画については、「表2-1」のとおりとする。

【表2-1】 林道、林業専用道の開設・拡張計画

開設/ 拡張	種類	区分	路線名	延長及 び 箇所数 (m)	利用区 域面積 (ha)	前半5カ 年の計画 箇所及び 延長	備考
拡張 (舗装)	自動車道	林道	碓氷線	3,173	198		
拡張 (改良)	自動車道	林道	所沢線	180	79		
拡張計				3,353	277		
開設	自動車道	林業専用道	西前山線(仮)	400			
開設	自動車道	林業専用道	氷沢線(仮)	500			
開設	自動車道	林業専用道	平井寺線(仮)	800			
開設	自動車道	林業専用道	別所線(仮)	1,000			
開設	自動車道	林業専用道	御岳堂線(仮)	1,500			
開設	自動車道	林業専用道	真田線(仮)	600			
開設	自動車道	林業専用道	武石線(仮)	600			
開設計				5,400			

注1 開設拡張別に口座を設けて記載し、延長及び箇所数を集計するとともに、開設については総数を記載する。

注2 拡張にあたっては、舗装又は改良の内容を()を付して併記する。

注3 区分欄には林業専用道の開設等の場合その旨記載する。

注4 支線及び分線については、同一欄にまとめて記載できるものとし、その場合、路線名には主たる支線名
等他「支線他」と記載するとともに、備考欄には支線名及び分線名を記載することとする。

注5 利用区域の面積は、当該開設路線の利用対象となる地域の数量である。

注6 路線の起点と終点を記載する必要がある場合は、備考欄に記載する。

イ 細部路網（森林作業道・作業路）の整備に関する事項

細部路網の作設に係る留意点
継続的な使用に供する森林作業道の開設については、長野県森林作業道作設指針に則り開設する。

その他必要な事項

（3）基幹路網の維持管理に関する事項

林道、林業専用道、森林作業道の開設、拡張にあたっては管理者を定め、台帳を作成して適切に管理する。

2 その他必要な事項

上記の他、山土場、機械の保管庫、土捨場等木材の合理的な搬出を行うために必要とされている施設を整備する。

第6 委託を受けて行う森林の施業又は経営の実施の促進に関する事項

1 森林の経営の受委託等による森林の経営規模の拡大に関する方針

上田市の森林面積の23%を占める個人有林の所有者は、5ha未満の小規模所有であり分散化している。また、森林所有者は高齢化が進んでいることから、自ら森林を効率的かつ適正に管理することが困難になっている。

このため、森林施業を計画的、効率的に行うために、不在村又は高齢等のため森林の管理を行うことができない森林所有者と意欲ある森林組合等林業事業者との長期の施業委託を進めるとともに、林業経営の委託への転換を目指すものとする。

2 森林の施業又は経営の受託等による規模拡大を促進するための方策

地域単位に組織された「集落協議会」等を活用し、森林組合等林業事業者、NPO法人、林業普及指導員、地域指導者等と連携を図りながら、委託による森林の施業又は管理の実施等について森林所有者の理解を深めるため、地区単位の懇談会の開催など普及啓発活動を展開する。

また、森林組合等林業事業者へは森林の経営の受委託に必要な森林情報の提供及び助言・あっせんなどを推進し、経営規模拡大を促進し、林業事業者の基盤の強化を図っていく。

3 森林の施業又は経営の受託等を実施する上で留意すべき事項

(1) 経営の受託の方法

長期の施業の受託等森林の経営の受託の方法は、森林所有者及び森林組合等林業事業者等で前者の所有する森林の経営を目標とした森林経営委託契約を締結するよう指導を図る。

(2) 育成権の委任等

上記の受委託契約の内容には、森林所有者から当該森林に係る立木の育成権、森林の保護や作業路網の整備等に関する権限を委ねられている事が必要になることを所有者に周知すること。

4 その他必要な事項

該当なし

第7 森林施業の共同化の促進に関する事項

1 森林施業の共同化の促進方向

森林施業を計画的、重点的に行うため、市、信州上小森林組合、森林所有者等地域ぐるみで推進体制を整備するとともに、各集落に実行責任者たる集落リーダーを配置し、集落単位で間伐をはじめとする森林施業の実施に関する話し合いを行い、集落単位での森林施業の集約化を図っていくこととする。

特に、当市の林業労働力の担い手である森林組合や森林整備を積極的に進める林業事業体等への施業委託の推進により、資本の整備や執行体制の強化及び作業班の強化等事業実施体制の整備を図ることとする。

2 施業実施協定の締結その他森林施業の共同化の促進方策

小規模な森林所有者が多い当市で、林家個人で伐採、造林、保育及び間伐等を計画的に実施し、良質材の生産を目指すことは困難であるため、施業の共同化を助長し、合理的な林業経営を推進する必要がある。

そのため、次に掲げた森林施業共同化重点的实施地区においては、施業実施協定の締結を促進し、造林、保育及び間伐等の森林施業を森林組合等に委託することにより、計画的な森林施業を図ることとする。

森林管理に対して消極的な森林所有者に対しては、地区集会等への参加を呼びかけるとともに、その地区集会を利用して、また、不在村森林所有者については、市及び森林組合が、ダイレクトメール等を利用して、森林の機能及び森林管理の重要性を認識させるとともに、林業経営への参画意欲の拡大を図り、施業実施協定への参画を促すこととする。

また、施業実施協定が締結され、造林、保育及び間伐等の森林施業を森林組合等に委託する場合、森林施業計画や森林整備地域活動支援交付金などの制度を活用するとともに、それらを補完する嵩上げ補助等を活用し、施業実施協定の締結を推進することとする。

○ 森林施業共同化重点実施地区の設定計画

地区の名称	地区の所在	区域面積 (ha)	備考
上田地区 (林道西光寺線周辺)	116 林班	90	
丸子・長瀬・塩川地区	1068～1092 林班	1,158	
依田地区	1056～1067 林班	611	
東内地区	1039～1055 林班	1,180	
西内地区	1001～1038 林班	2,243	
若宮地区	2001～2007 林班	428	
軽井沢地区	2008～2018 林班	823	
堤入地区	2019～2025 林班	472	
横道地区	2026～2037 林班	730	
大柏木地区	2039～2049、2090～2093 林班	861	
大洞地区	2050～2051、2094、2101～2111 林班	460	
菅平地区	2052～2056 林班	235	
十ノ原地区	2145～2146 林班	293	
渋沢熊久保地区	2096、2112～2114、2058～2063、2131～2134 林班	593	
和熊高屋地区	2064、2065、2068～2072、2095、2135～2142 林班	580	
小別当地区	2066、2067、2072～2084、2086～2088、 2097～2100 林班	780	
中ノ沢滝ノ入地区	2062、2115～2130 林班	761	
沖・鳥屋地区	3046～3048、3111 林班	118	
下武石地区	3044、3045、3049、3110 林班	113	
上武石地区	3041～3043、3107～3109 林班	254	
下本入地区	3016～3021、3040、3084、3105、3106 林班	439	
上本入地区	3022～3039、3082、3083、3085～3099、 3101～3104 林班	1,949	
小沢根地区	3001～3003、3011～3015、3050～3054、 3068～3080 林班	1,078	
余里地区	3004～3010、3055～3067、3112～3114 林班	1,101	
計		17,350	

3 共同して森林施業を実施する上で留意すべき事項

- (1) 森林施業の共同化を実施する者(以下「共同施業実施者」という。)全員により各年度の当初等に年次別の詳細な実施計画を作成して代表者等による実施管理を行うこととし、間伐を中心として、施業は可能な限り共同で又は意欲ある林業事業者等への共同委託により実施するよう指導を図る。
- (2) 作業路網その他の施設の維持運営は共同施業実施者が行うよう指導を図る。
- (3) 共同施業実施者の一人が施業等の共同化につき遵守しないことにより、その者が他の共同施業実施者に不利益を被らせることがないように、予め個々の共同施業実施者が果たすべき責務等を明らかにするよう指導を図る。
- (4) 共同施業実施者の合意の下、施業実施協定の締結に努めるよう指導を図る。

第8 その他森林整備の方法に関し必要な事項

1 林業に従事する者の養成及び確保に関する事項

(1) 林業に従事する者の養成及び確保の方向

上田市の林家の大部分は経営規模が5ha未満の零細所有者であり、さらに保有森林の分散化や木材価格の低迷により生産性も低く、林業のみで生計を維持することは困難である。

従って、森林施業の共同化及び合理化を進めるとともに、農業との複合経営による林業経営の健全化及び安定化を目標とし、林道・作業路等の路網整備による生産コストの低減及び労働強度の低減を図ることとする。

また、高性能林業機械の積極的な導入により、作業の合理化及び効率化に努める一方、森林組合等と連携を保ちながら、林業就業者等養成事業等の活用を促進し、地域の中核的な役割を担う技術者の養成及び新規就業者の育成を推進することとする。

(2) 林業労働者及び林業後継者の育成方策

ア 林業労働者の育成

林業労働者の育成の課題は、林業経営の安定と経済性の向上を図り、山づくりへの意欲を起こさせることと、働く者にとって他産業と同等以上の雇用条件を図ることが重要である。

上田市の林業は、小規模経営でしかも農業との兼業がほとんどであるため、農業の振興策とともに林業労働者の育成対策を進めることも重要である。

また、林業従事者に対する技術研修の受講を促進し、林業従事者の技術向上、さらには労働条件の改善に努め雇用の安定化に努めることとする。

イ 林業後継者等の育成

若い林業後継者の育成を図るため、県で開催する林業講座をはじめ、各種研修会への参加を奨励、支援し、森林・林業に関する知識の習得や技術の向上を図るとともに、林業士等による森林整備活動の支援を行う。また、零細所有者の自己の森林に対する管理意識の啓発を図るため、講習会等を通じて基礎的な林業技術を習得してもらうとともに、森林整備を自ら実施する森林所有者の育成を図る。

県内外の木材市況の動向把握に努め、情報を提供するとともに、木材消費の開拓について検討をすることとし、林業経営の魅力を高めるようにすることとする。

各種林業補助施策の導入について検討することにより、林業の活性化と林業従事者の生活環境の整備を図るとともに、林業技術等の啓発、普及及び後継者の育成に努めることとする。

NPO、森林ボランティア等各種地域団体を活用し、森林に新たな付加価値を創造できる人材の育成を図る。

林業後継者の活動の拠点となる施設の整備については、次により施設の設置及び施設の有効活用を図ることとする。

○ 活動拠点施設の整備

施設の種類	位置	規模	備考
上小森林センター	富士山	24,144.00 m ²	
林業就労者住宅	萩	314.68 m ² (4戸)	

(3) 林業事業体の体質強化方策

上田市の主要な林業の担い手である信州上小森林組合においては、各種補助事業や林業就労改善促進事業等の指定を受け、高能率林業機械の導入による労働条件の改善、林業労働対策としてUJIターン者の雇用促進、若い林業後継者育成・確保等地域林業の担い手としての施策を積極的に進めている。

今後は、魅力ある就労の場を作ること为目标として、長野県や林業活性化協議会等が実施する事業の活用を推進し、労働条件の改善等を積極的に支援する。

2 森林施業の合理化を図るために必要な機械の導入の促進に関する事項

(1) 林業機械化の促進方向

上田市の森林の人工林は、保育・間伐等の森林整備が遅れており、今後主伐期を迎える人工林が増加する傾向にある。しかし、林道等の基盤整備が十分でないことなどから、機械化の遅れは顕著である。

また、林業就労者の減少及び高齢化の傾向のなか、生産性の向上、労働強度の軽減及び生産コストの低下を図るためには機械化は必要不可欠であり、傾斜地の多い地形条件や樹種等に対応した機械の導入は重要な課題である。

(2) 高性能機械を主体とする林業機械の導入目標

(1)を踏まえ、高性能機械を主体とする林業機械の導入目標を次のとおりとする。

施業の種類		現状(参考)	将来
伐採	市内一円	チェーンソー	チェーンソー プロセッサ ハーベスタ
造材		チェーンソー	チェーンソー プロセッサ ハーベスタ
集材		林内作業車 小型集材機	林内作業車 小型集材機 タワーヤード フォワーダ
造林	地拵 下刈	チェーンソー 刈払機	チェーンソー 刈払機

(3) 林業機械化の促進方策

林業機械の促進方策は、

- ア 林道・作業道の緊急整備
- イ 森林組合等と一体となった集団間伐団地の設定
- ウ 森林組合等によるタワーヤード、プロセッサ等の高性能林業機械の導入
- エ 間伐の早急な実施を推進するため、林内作業車、集材機等の導入
- オ 高性能林業機械オペレーターを育成するための研修会等への積極的な参加の推進
- カ GIS(地理情報システム)を活用した林業管理経営の推進

3 林産物の利用の促進のために必要な施設の整備に関する事項

上田市における素材の生産流通・加工については、小諸市の『東信木材センター』並びに長和町の『上小林材』への出荷を主体としているが、木材価格の低迷が問題となっているなか、林業事業に新たな活路を求めている。現在、その対策として、『千曲川上流域林業活性化センター』を中心に、地域材の産地化を目指し、安定的な生産が可能な体制整備が検討されている。

今後は、上小地区の他市町村、佐久地区の市町村及び森林組合等と連携し、木材センターの機能を一層充実させるほか、生産から加工に加えて、流通・販売が一本化された体制強化を図ることが重要となっている。

木材の流通に対する施策としては、間伐中心にその計画的な実行を図り、間伐材の商品化及び需要開発を検討し有効利用を目指す。

また、当市の特産品であるマツタケやしいたけ等の特用林産物の積極的なPR活動を展開するとともに、マツタケの発生を促すための発生環境整備の実施やしいたけ原木として利用可能な森林の活用等を検討し、特用林産物の生産振興と山村地域の活性化及び生産者の生産意欲の向上を図る。さらに、自然食品志向に着目し、これまで利用されなかった樹木や山菜等を地域の新たな資源として見直し利用方法を開発することにより地域特産品として育成を図ることとする。

木材の流通、加工、販売施設等の整備計画及び特用林産物の生産、流通、加工、販売施設の整備計画は次による。

○ 林産物の生産（特用林産物）・流通・加工・販売施設の整備計画

施設の種類	現 状（参考）		計 画		備考
	位 置	規 模	位 置	規 模	
信州上小森林組合	富士山	24,144 m ²			
林産物加工施設	東内	20 m ²			
農林産物 展示販売施設	石舟	236 m ²			
農林産物 展示販売施設	別所温泉	28 m ²			
農林産物 展示販売施設	浦野	43 m ²			

森林病虫害駆除又は予防その他の森林の保護に関する事項

1 森林病虫害の駆除又は予防の方法等

上田市における松くい虫の被害面積は、年々拡大しつつあり、高標高地域への被害の発生が広がり、予断を許さない状況が続いている。このような状況から、被害木の伐倒駆除や薬剤散布等を組み合わせて行い、効果的かつ効率的な防除対策を実施することにより、市内では比較的被害の少ない真田・武石地域や近隣市町村への被害の拡大防止に努めるものとする。

また、被害が蔓延化している地域においては、樹種転換を積極的に促進し、森林機能の回復を図るものとする。さらには、地域住民に対する啓蒙活動を積極的に行い、住民と協働し地域一体となった健全な森林育成に努めることとする。

2 鳥獣による森林被害対策の方法

近年、イノシシやニホンジカによる農林産物への被害が著しく増加し、農家・林家にとって深刻な状況である。これに対して、有害鳥獣駆除対策協議会を通じて、迅速な捕獲体制を強化し個体数の調整を図るとともに、防除施設の設置や荒廃した里山林の整備を行い、野生鳥獣を集落周辺に近づけさせない対策を推進していく。

また、県、近隣市町村と連携し、広域的な捕獲体制を確立することによる効果的な対策の実施に努めるものとする。

3 林野火災の予防の方法

山火事予防対策として、初期消火用機器等の配備を行うほか、森林所有者に対しては森林国営保険の加入を勧め、また一般住民に対しては関連イベント等により山火事予防の普及啓発を行う。

また、森林レクリエーションのための利用者が多く、山火事等の被害が多発する恐れのある地域を対象に、森林被害の未然防止を図ることを目的として、行政サイドだけでなく、森林整備を担う森林組合等林業事業者や地域住民による巡視の体制も検討する。

4 森林病虫害の駆除のための火入れを実施する場合の留意事項

該当なし

森林の保健機能の増進に関する事項

森林の保健機能の増進を図るため、次に掲げる森林について適切な施業と施設の整備を一体として推進することとする。

1 保健機能森林の区域

森林の所在		森林の林種別面積（ha）						備考
位置	林小班	合計	人工林	天然林	無立木地	竹林	その他	
東山地区 （塩田自然運動公園）	1-二	5.29	2.42	2.87	0.00	0.00	0.00	
	2-イ	7.65	5.15	2.50	0.00	0.00	0.00	
	小計	12.94	7.57	5.37	0.00	0.00	0.00	
東山地区 （東山ふるさとの森）	160-イ	48.64	6.30	41.25	1.09	0.00	0.00	
	160-ロ	46.12	3.93	41.56	0.63	0.00	0.00	
	162-イ	20.76	0.00	17.04	3.72	0.00	0.00	鴻之巣
	小計	115.52	10.23	99.85	5.44	0.00	0.00	
塩田地区 （別所温泉森林公園）	56-八	26.21	23.11	2.80	0.30	0.00	0.00	
豊殿地区 （市民の森）	140-イ	6.21	6.10	0.11	0.00	0.00	0.00	
	140-ロ	7.82	3.29	4.53	0.00	0.00	0.00	
	140-ホ	15.16	12.36	2.80	0.00	0.00	0.00	
	141-イ	11.93	9.72	1.88	0.33	0.00	0.00	
	141-ロ	9.39	9.39	0.00	0.00	0.00	0.00	
	小計	50.51	40.86	9.32	0.33	0.00	0.00	
巣栗地区 （巣栗溪谷緑の広場）	3090-八	11.78	11.06	0.72	0.00	0.00	0.00	
	3091-イ	21.21	17.89	2.82	0.50	0.00	0.00	
	3091-ホ	23.26	19.05	4.21	0.00	0.00	0.00	
	小計	56.25	48.00	7.75	0.50	0.00	0.00	
合計		261.43	254.86	125.09	6.57	0.00	0.00	

2 保健機能森林の区域内の森林における造林、保育、伐採その他の施業の方法

施業の区分	施 業 の 方 法
伐 採	択伐を原則とし、風致・景観的な面で幼齢から老齢まで変化に富んだ樹種構成となるよう配慮するものとする。
造 林	伐採後は、速やかに、植栽又は更新作業を行うこととし、2年以内に更新を完了するものとする。
植 栽	植栽は、出来るだけ多様な樹種構成となるよう配慮するものとする。
保 育	当該森林は、特定施業森林区域であり、特定広葉樹林施業を推進すべき森林の保育の方法に従い行うものとする。 また、快適な森林環境の維持と施設利用者の利便性に配慮して、間伐及び除伐を積極的に行い、健全な森林の維持増進に努めるものとする。

3 保健機能森林の区域内における森林保健施設の整備

(1) 森林保健施設の整備

施 設 の 整 備
休養施設、教養文化施設、スポーツ・レクリエーション施設、宿泊施設、キャンプ場、林間広場、遊歩道及びこれらに類する施設

(2) 立木の期待平均樹高

樹 種	期待平均樹高	備 考
該当なし	-	

4 その他必要な事項

該当なし

その他森林の整備のために必要な事項

1 森林経営計画の作成に関する事項

森林経営計画の作成に当たり、次に掲げる事項について適切に計画するよう指導することとする。

- (1) の第2の3の植栽によらなければ適確な更新が困難な森林における主伐後の植栽
- (2) の第4の公益的機能別施業森林の施業方法
- (3) の第6の3の森林の施業又は経営の受託等を実施する上で留意すべき事項及びの第7の3の共同して森林施業を実施する上で留意すべき事項
- (4) の森林病虫害の駆除又は予防その他森林の保護に関する事項

2 生活環境の整備に関する事項

(1) 生活環境施設の整備計画

林道は森林の機能を高度に発揮させるため、森林の適正な管理を行うために欠かすことのできない施設であるとともに、農山村地域の人々の通勤、通学などの生活道としても重要な役割を果たしている。

また、近年では森林レクリエーションを楽しむ人々のためのアクセス道としても、その重要性は高まっており早急な整備が必要である。

なお、生活環境施設の整備計画は次のとおり。

○ 生活環境施設の整備計画

施業の種類	位置	規模	備考
林道西光寺線	上田地区	改良・舗装 4.0km	
林道東太郎線	上田地区	開設・改良 4.0km	
林道岩清水線	豊殿地区	開設・改良・舗装 3.6km	
林道赤坂線	豊殿地区	舗装 3.6km	
林道中道線	塩田地区	舗装 1.5km	
林道峠下線	塩田地区	開設 2.0km	
林道湯の窪線	塩田地区	舗装 2.0km	
ふるさと林道	真田・沼入地区	開設 2.8km	
天狗平林道	真田・田中横道地区	開設 2.0km	

3 森林の総合利用の推進に関する事項

(1) 森林の総合利用施設の整備計画

東山市有林の「ふるさとの森」、市民の森公園、別所温泉森林公園や、霊泉寺、山崎雁谷、巢栗溪谷周辺の森林については、自然景観に優れた環境を有しているとともに、森林とのふれあいの場として整備が期待されていることから、自然環境や景観を向上するため、特定広葉樹の植栽、下草刈り、不良木の除去等維持管理を十分に行い、森林の特徴を損なわないようにするとともに、施設のPRに努め、自然散策等の拠点となるよう努める。

また、これらの森林には、年間を通じて市街地や都市部の子どもたちが多く訪れており、普段の生活では体験できない自然に親しむ場を提供するとともに、都市と地域住民との交流の場としても有効的な活用が期待されることから、このような面にも配慮した適切な森林整備を行うとともに、遊歩道等の施設整備を行うこととする。

これらの事業を関係補助事業を活用し、積極的に推進することとする。

なお、森林の総合利用施設の整備目標は次のとおりとする。

○ 森林の総合利用施設の整備計画

施設の種類	現 状 (参 考)		将 来		備 考
	位 置	規 模	位 置	規 模	
東山 ふるさとの森	東山地区	全体 327ha 遊歩道 7.2km 四阿屋 2箇所 植樹祭実施 7ha	東山地区	全体 327ha 見晴台整備 2箇所 植樹祭実施 2ha 森林整備 150ha	
別所温泉 森林公園	塩田地区	全体 23ha 総合センター 1棟 展望台 2箇所 松茸資料館 1棟 栗園 3.35ha キャンプ場 26張 テニスコート 2面 バンガロー 5棟 パターゴルフ場 9H フィールドアスレチック	塩田地区	全体 23ha 駐車場整備 A = 400 m ² トイレ改修 4箇所 テニスコート改修 2面 マルチゴルフ場 18H	
霊泉寺周辺林	霊泉寺地区	全体 57.71ha	霊泉寺地区	全体 57.71ha 森林整備 10ha 休憩施設一式 遊歩道 1.0km	
的岩散策 遊歩道			十ノ原地区	遊歩道 1.0km	
鬼ヶ城遊歩道			角間地区	遊歩道 1.0km	
角間峠 ～ 烏帽子遊歩道			角間地区	遊歩道 1.0km	
根小屋城遊歩道	曲尾地区	遊歩道 0.9km			
洗馬城遊歩道	荻地区	林内遊歩道 0.4km			
尾引城遊歩道	横尾地区	遊歩道 0.5km			
本城遊歩道			十林寺地区	遊歩道 1.0km	
天白城遊歩道	赤井地区	遊歩道 0.3km			
山崎の森	山崎地区	林内遊歩道 2.0km			
巢栗溪谷	上本入地区	遊歩道 2.0km	上本入地区	遊歩道 6.0km 森林整備 150ha	

4 森林の管理の状況等から公益的機能の維持・向上を図るため特に整備すべき森林に関する事項

産川の源流地区を含む沢山地区、内村川の源流地区を含む西内・東内地区、菅平ダム上流の源流地区、武石川の源流地区を含む上本入・余里地区においては、水土保持機能が高いことから、保安林事業を積極的に取り入れるとともに、長伐期施業及び複層林施業を積極的に取り入れることとする。

5 住民参加による森林の整備に関する事項

(1) 地域住民参加による取組みに関する事項

里山整備の一環として行われている地域住民による森づくりや、収穫された木材による炭焼き体験等に対し積極的な支援を行うとともに、自然の大切さとふるさとへの愛着をはぐくむため、里山整備への積極的な参加を呼びかける。

また、市内の小・中学生をはじめとした青少年に対して、地元のグリーンキャスターやNPOの協力を得ながら、森林・林業体験教室を開催するなど森林づくりへの直接参加を推進する。

こうした取組みを通して、森林・林業に対する意識の高揚と関心を高めることによって、一縷ではあるが林業後継者育成の足掛かり、地域林業活性化への一助としたい。

(2) 上下流連携による取組みに関する事項

上田市を流れる神川、産川、依田川、内村川は、千曲川の支流であり、下流の市町村の水源として重要な役割を果たしている。このようなことから、下流の市町村と連携を密にし、住民団体等への呼びかけやボランティア募集により、水源の森林造成に参加してもらい、上流の森林の公益的機能の重要性を認識してもらうための積極的な働き掛けを行うこととする。

(3) その他

近年、県外の住民や企業を中心に、森林づくりへの直接参加しようとする気運が高まっている。上田市においてはこのような要請に応えるため、森林作業実施場所についての斡旋依頼があった場合は、市として場所の選定、森林所有者等に対する説明を十分に行う等、斡旋活動に積極的に取り組むこととする。

6 その他

(1) 森林施業の技術及び知識の普及・指導に関する事項

森林施業の円滑な実行確保を図るため、国県等の指導機関、森林組合や林業事業者との連携をより密にし、普及啓発、経営意欲の向上に努めることとする。

(2) 市有林の整備に関する事項

上田市は現在人工林を中心に 5,915ha の森林を所有しており、人工林については、適切な時期や林齢、環境に応じて、保育、間伐等を実施することとする。

また、木材生産が供給できる森林については、搬出間伐を積極的に行い、資源の循環活用の推進を図る。

(3) 地域産材利活用の推進に関する事項

森づくりを持続的に進めるためには、森林から生産される木材が、二酸化炭素を吸収し固定するエネルギー消費の少ない脱石油循環型資源として広く理解されるとともに、輸入材に頼ることなく信頼性の高い地域産材が安定的かつ着実に供給され、利活用される環境を整備する必要があり、また、木材の利用促進は、林業生産活動の活性化、ひいては森林所有者等の積極的な森林づくりに寄与できることから、上田市においては、公共建築物、特に保育園、小中学校の木造化または木質化を積極的に推進するとともに、使用する机・椅子等に地域産材を活用して、木が持つ温もりと安らぎを活かした空間づくりの推進を図る。

また、間伐されても搬出されない未利用材や、製材の過程で使えない部分の木材などを活用し、地球温暖化防止に有効な地域エネルギーとしての木質バイオマスエネルギー利用の積極的な促進を図るとともに、国県及び関係機関との連携を密にし、積極的な普及啓発や環境教育等を行い、地球温暖化防止・資源循環型社会の構築に向けた住民の皆さんの意識を喚起する取り組みの推進を図る。

(4) 環境の保全等の観点から保全すべき森林に関する事項

大法寺飯縄山、砥石城跡、独鈷山、安楽寺、常楽寺、太郎山、御屋敷、霧の森が郷土環境保全地域に指定されており、優れた自然を貴重な資産として未来に継承していくために、地域住民参加のもと、良好な自然・生活環境の保全を図っていく。

(5) マツタケ山の環境整備を促進すべき森林に関する事項

上田市の主要な特産物であるマツタケについては、生産量の減少が深刻な状況となっている。今後は、県等関係機関の協力をいただき、マツタケ山の環境整備に関する講習会を開催することにより、所有者はもちろん地域住民の協働によるアカマツ林の適正な手入れと管理を行う体制づくりを推進し、マツタケ生産量の長期安定化を図る。

【参考資料】

要間伐森林の所在及び実施すべき間伐又は保育の方法並びに時期

要間伐 森林番号	森林の所在		面積 (ha)	間伐又は保育の方法		時期	備考
	位置	林班、小班		種類	方 法		
該当なし					本数率 20～40% で形成不良木等 に偏ることなく 実施することと する。		
合計							

【付属資料】

以下の図面を作成する。

上田市森林整備計画概要図

縮尺 2万5千分の1の地形図等をもとに作成する。

公益的機能別施業森林等の区域及びその区域内で施業の方法、保健機能森林の区域等
について、森林計画図等をもとに別途詳細な図面を作成する。

【参考資料】

森林資源の現況

(1)所有者形態別森林面積

単位:ha、%

	上田地域	丸子地域	真田地域	武石地域	計	構成比
民有林	8,710	5,247	8,087	5,103	27,148	69.0
公有林	3,249	1,676	2,076	2,196	9,199	23.4
市有林	2,137	1,156	1,974	1,887	7,155	18.2
財産区有林	858	519	0	0	1,378	3.5
県有林	253	0	102	309	664	1.7
私有林	5,460	3,571	6,011	2,907	17,949	45.6
個人有林	2,593	2,099	3,249	1,210	9,152	23.3
部落有林	1,176	461	854	381	2,873	7.3
共有林・団体有林	992	465	1,275	1,003	3,737	9.5
その他	698	544	631	311	2,186	5.6
国有林	407	2506	6752	2,507	12,172	31.0
森林面積合計	9,117	7,753	14,839	7,610	39,320	100.0
総面積	17,673	10,570	18,190	8,767	55,200	71.2

(平成23年 民有林の現況)

(2)民有林人天別森林面積

単位:ha、%

区分	総面積 (A)	立木地			その他	人工林率 (B/A)
		人工林 (B)	天然林	計		
公有林	9,197	5,758	3,210	8,968	229	62.6
市有林	7,155	4,542	2,414	6,956	199	63.5
財産区有林	1,378	641	733	1,374	4	46.5
県有林	664	575	63	638	26	86.6
私有林	17,951	8,062	9,430	17,492	459	44.9
計	27,148	13,820	12,640	26,460	688	50.9

(平成23年 民有林の現況)

(3)民有林齢級別面積

単位:ha

区分	総数	1・2 齢級	3・4 齢級	5・6 齢級	7・8 齢級	9・10 齢級	11 齢級以上
人工林	13,820	142	254	868	1,644	4,891	6,021
天然林	12,640	42	238	691	664	1,352	9,653
計	26,460	184	492	1,559	2,308	6,243	15,674

(平成23年 民有林の現況)

注 面積は4捨5入をして小数点以下の表示をしていないため、各項の加算値と計は必ずしも一致しません。